



Title	北海道林業史の研究(1) : 松前藩の林政に就いて
Author(s)	伊藤, 源作; Ito, Gensaku
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 14(2), 29-76
Issue Date	1949-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20671
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(2)_P29-76.pdf



北海道林業史の研究 (I)

松前藩の林政に就いて

伊藤源作

Studies on the history of forestry in Hokkaido.
on the forestpolicy under the Matsumai's feudal system

By

Gensaku Ito

目次

1. 緒言	30	i. ヒバ材の消費禁止	60
2. 林政に關連せる諸事情	31	ii. 雜木の伐採届	60
甲 自然的事情	31	iii. 漁業用材の検査	61
i. 檜山	32	iv. ヒバ材の販賣・消費に對する監督	61
ii. 蝦夷檜山	33	7. 運材に對する干渉	63
乙 社會的政治經濟的事情	34	8. 森林の造成	63
丙 森林の用益關係	35	9. 林税	63
3. 森林の種類	37	10. 木材の價格統制	64
i. 留山	37	11. 森林危害の防止	68
ii. 陪山及運上山	46	i. 山火の取締	70
iii. 鳥屋林	49	ii. 土場の保護	70
4. 森林利用の制限禁止	51	iii. 入林袖の取締	70
i. 家材採取の禁止	51	iv. 極印の使用	71
ii. 入林袖の制限	51	v. 山廻	71
iii. ヒバの伐採禁止	51	vi. 流着材の紛失防止	71
5. 禁制の強化	57	vii. 流送時の送狀	71
i. 材木役の擴張	57	12. 刑罰	71
ii. 禁伐樹種の増加	58	13. 林政機關	72
6. ヒバ材の消費制限及禁止	60	14. 總括	73

1. 緒 言

本研究は北海道に於ける林業の沿革を明らかにし、その進化の経路を知らんとするにあるのだが、此の稿は其の一部で、特に松前藩に於ける林政の變遷推移を詳かにし、其の傾向を見ようとするものである。

松前藩の林政史を取扱ふに當り、その地域の範圍を今の北海道本島に局限した。これ藩政の末期には其の勢力は千島及び樺太の一部にまで達してゐたと云へ(1の104頁)*、當時是等の地方には林業として見るべきものはなく、従つて藩の林政其のものも此の地にまでは及んではなかつたからである。

併し乍ら同じ北海道の中でも渡島半島の西南部は特に重要性を持つてゐるのであつて、その理由は當時に於ける政治的或は地理的事情から、藩の支配力が最も強く、且長く此の地帯に及んでゐたからである。

次に時の範圍に就いてであるが、これは天正18年(1590)蠣崎慶廣が京師に上り豊臣秀吉に謁し蝦夷島主の待遇を受けた(1の64-65頁)時から文化4年(1807)松前章廣が、陸奥國梁川へ移封された(1の450頁)時までの217年間とした。

この時の區分に關して、北海道廳編纂新撰北海道史では、天正18年から、幕府が東蝦夷地を公收した寛政11年(1799)に至る209年間を前松前氏時代としてゐる(1の67頁)のであるが、この區分に依らなかつた理由は、寛政11年に於ける幕府公收の範圍は、箱館地方から東蝦夷一帯の地に止まり、松前藩は文化4年の轉封まで依然福山に在つて、西蝦夷地一帯を領有して居り、當時としては、この地域の方が林政上、より重要と認められたからである。

林政は云ふ迄もなく一つの社會現象であり、それは何れも皆その時代に於ける國家社會のあらゆる事情・條件の下に現はれ來るものであることも勿論である。

従つて本研究に於ても、研究の中心は無論林政に在るのではあるが、さりとて他の自然的、社會的諸事情を無視するものではなく、之等との關連を見、それとの有機的存在として之を觀察した。

本稿は前にも述べた如く、松前藩の林政の變遷推移即ちその發展を詳かにし其の傾向を見ようとするものである。而して一時代の林政の發展は、畢竟此間に於ける個々の制度、或は政策の進化の綜合であり、その由來・傾向を明らかならしめることは、之等の個々に關係した諸事情と、之等相互間の關連とを明らかならしめることあるを思はれる。

* 末尾に掲げた文献1の104頁を引用したのなることを意味し、此場合では新撰北海道史第2卷104頁を指す。以下是準にする。

従つて個々の林政に就いて之等の究明が特に重要性を有するのであつて、之が爲には幾多制札や藩令等の引用が必要となるのであるが、其の多くは其の時々に於ける各種の制度や政策を一括記載してゐるので、其の全文を掲げることは、之等全體を眺める上に於ては便利であるかも知れぬが、之が爲往々混亂と煩雜を招く虞がある。依つてその引用に當つては、制札或は藩令としては不完全ではあつても、其の内の必要部分のみに止めることとした。

次に史實發生の年代並びに個々の林政事項の發展過程に於ける相互間の時間的差を明らかならしめる爲に年號の次に()を附して西紀年數を挿入し、又史實の説明に當つては、時代的雰囲気を表現することも必要と思はれたので、舊記の文言や古い呼稱をそのまま用ひた。又他藩にも見られる事項に對しては北海道の特異性を明らかならしめる爲、時に他藩に於けるものとの比較研究をも試みた。

松前藩時代に於ける林業に關する史料は極めて乏しい。これは當時本道の林業(木材業)は主として他國の業者に依つて行はれ、而もそれが多くは人跡未踏の山地に於てであつたからでもあるが、今一つの理由は火災に依つて諸記録が失はれたことにも因る(1の131頁)。本稿に引用した文獻は末尾に掲げたからここに列記するの煩は避けるが、この外尙筆者が道南に赴いて蒐集したものを用ひた。

本論文の構成は先づ當時の林政に關連を持つた自然的社會的諸事情を述べ、次いで之等諸事情に基づいて現はれて來た林野の用益關係を眺め、更に其の發展に伴なつて出現した林政上の諸事實を觀察し、最後に之等を綜合して林政進化の傾向を窺うこととした。

尙本研究は昭和22年度文部省科學研究費に依るものであることを附記して置く。

2. 林政に關連せる諸事情

林業が彼の林業會法に規定するが如く、森林の維持造成の事業及び林産物の生産、又は販賣の事業の兩者を意味するものとするならば、松前藩時代に於ける林業は將に後者の意味に於けるそれであり、従つてその林政も後者即ち林産物の生産又は販賣關係の維持發展を主眼としたことは云ふ迄もない。

松前藩の林業は最初はヒバが其の主たる對象であつたが、後にはそれがエゾマツに移つて行つた。併し乍ら政策の重點は依然としてヒバ殊に其の維持に注がれた。これは此の時代に於ける自然的社會經濟的諸事情に因るものであることは勿論である。

甲 自然的事情 (森林の狀況)

先づ順序として前提的な森林の狀況から觀察して行くことにする。

i. 檜 山

渡島半島の南西部には古來ヒノキアスナロ(ヒバ)(2の1-4頁)の良木が繁茂してゐた。往時はこのヒバを檜又は檜樹と稱へ、其の森林を檜山と言つた(1の180頁)。

檜山は大體二つの團地に分かれて居り、その一は上磯郡茂邊川流域を中心とする地帯であり、他の一は所謂江差の檜山と稱せられたもので、檜山郡の内南は天の川流域から北は厚澤部川流域に亙る一帯の地で、北夷談に「當所に檜山七ヶ山有りいづれも生立能く、私領の節は伐出し賣木有りて繁茂すと云。此故に私領の節は役所へ詰る役人を檜山奉行と稱し」(3の248-249頁)とあり、この七ヶ山とは後に述べる上國目名、樞川、古櫃、豊部内、田澤、厚澤部目名、羽板内の諸山林を指したものであるが、之等の山林は殊に林相が良好であつたものの如くである。

江差檜山の檜は之等山中に繁茂してゐた許りではなく、其の一部は海岸にまで達してゐたものと考へられる。

茂邊地川流域の檜に就いては後に述べることとして、茲では當時特に有名であつた江差の檜山に就いて、今少しく舊記や傳説等から其の林況を窺ふことにしよう。

之に就いて北海隨筆は次の如く語つてゐる。「上の國とて十里に及ぶ大山檜斗り也。」(4の48頁)と、又東遊記には「此地昔は良材多く出浪打際より良材茂りしが今は切盡して海邊には少し。エサンに檜山番所の有は其比の名目の残りたる也。」(4の359頁)とある。

北海隨筆は元文4年(1739)の著述といはれ(4の9頁)、又東遊記は天明4年(1784)頃の作と思はれる(4の31頁)が、何れも檜山の林相の良好であつたことを物語るものであり、殊に後者に依れば天明の頃には未だヒバが海岸にも見られたことが知られるのである。

次に江差在住の郷土史研究家辻誠司氏の談に依れば、現在同町字中歌町は元九艘川町と稱したが、これはその昔この澤から漁船九艘分の船の底板が採れたヒバの大材が出たことから附された名稱であると語つて居り、又檜山營林署細川技官に依れば、江差町字古櫃の海岸には數年前までヒバの伐根が見られ、且附近の漁民は最近まで海岸の路傍からその伐根を發掘して燃料に供してゐたとのことであつて、之等は何れも舊記と符合し、前説を立證するものと稱すべきである。

斯の如くヒバは此の地方に於ける主要樹種であつたのであるが、此の外檜山にはゴヨフマツ(2の48頁)、トドマツ(4の235頁)、セン・カツラ・ホホ・シコロ(5)、及びブナ・ナラ等が混生して居り、前の7種は用材とし、後の2種は薪炭材に用ひられた。用材樹種に就いては後に述べることとし、薪炭樹種に関する舊記を見るに、松前蝦夷記には「炭、松前西在郷江さし村の内厚澤部山入笹山と云所の内檜の木にて炭燒申し由能炭也。」(6)とあり、又東遊記は「薪はブナ

といふ木をとり、餘木を焚事なし。二三尺を廻れる木を或は割又は梢のまゝにて枝はみな谷に捨て朽ると云り。縦横八尺を一駄と云。駄賃にて請負、山より伐り出すもの有。」(4の360頁)と記してゐる。

以上に見られるが如く、江差檜山にはヒバの純林或は前記樹種の混淆林が鬱蒼として繁茂してゐたのであつた。

ii. 蝦夷檜山

蝦夷檜は一名唐檜とも云はれ(4の359頁)當時エゾマツを斯く呼んだのであつて、蝦夷檜山は即ちエゾマツの森林を意味し、東西蝦夷地に多かつた。東遊記に「今もイシカリ川左右につらなれる山々、蝦夷檜といへる木を出す(中略)又サルと云所に大なる樺山あり。」(4の359-360頁)とあるのは其の證左であり、又北海隨筆にも「夷地に蝦夷松とて一種あり。檜に類す。此木は處々にあり。是又他國になき材なり」とあり、又「五葉の松有蝦夷松より品おとれり。雜木にはトトロツフ、ランコと云木あり樺の類也。セン、桂、朴の木、黄柏等多し。竹はなく、矢竹ばかり也。」(4の48-49頁)とし、更に「キイツツブより二十里手前にアツケンと云所有。大材を出す。八年以前(享保16年)(1731)南部の商人辻文左衛門と云ふ者、初てアツケン^ノの山入して、材を出せり。みな帆柱に用ゆべし。」(4の54頁)と述べてゐる。又蝦夷國私記には「先年蝦夷檜伐出しの節中蝦夷の内天狗山(石狩國豊平川上流)にて伐出ところ地名にヤロツと云所あり其向山に夥敷檜の大木揃有ゆへ」(7)云々の記事が見られ、この外蝦夷檜は尻別山(後志國)、沙流(日高國)、久壽里(釧路國)、天鹽等の外オフケン川(膽振國虻田郡豊浦村の内)、ベンベ川上流(同上)、オサルベツ(同有珠郡伊達町の内)、漁川上流(石狩國千歳郡)、夕張川の上流(同夕張郡)等に於て伐採せられたことは既に北海道史(8の221-222頁)に述べられてゐるところであつて之等の地方は當時エゾマツの原始林を以て覆はれてゐたことが知られる。

北海道に於ける既往の林況はまたアイヌ語の地名からも知ることが出来る。之れに關し、永田方正氏は其の著蝦夷語地名解に於て「北海道の地名はアイヌの附したる者凡そ一萬今尙十に八九を存す其の命名するや必ず土地の實形に於てし敢て苟も虚名を附する者鮮し夫の海島灣潮汐を論ずる勿(中略)一々之に名けざざる所なし豈唯此のみならん草木鳥獸魚介鑛石昆蟲等に至るまで其物あれば必ず其の地名あり故に一度地名を聞けば容易に地理を知り物産を探るを得べし」となしてゐる(9の1頁)。

アイヌは云ふまでもなく北海道に於ける先住民であり、従つて彼等の附した地名はその年代こそ明らかではないが、相當古いものでその大部分は松前藩時代を語る史料と見て差支へはないものと思はれる。依つて之等の中から蝦夷松に關する地名のみを擧げて當時の林況を察

知る材料と、の。

アイヌ語地名	意 味	箇 所
シンクウシ	蝦夷松多き所	後志國瀬棚郡ピリカベツ川筋
シンクウシナイ	蝦夷松多き澤	後志國岩内郡ニヘシナイ川筋
シンクヌタブ	蝦夷松ある曲所	釧路國川上郡
シユンクボク	蝦夷松の下	釧路國厚岸郡
シユンクニタイ	蝦夷松林	根室國根室郡
シユンクトブ	二本松(二本の蝦夷松ある所)	根室國根室郡
シユンクイケサマ	蝦夷松の林旁	天鹽國中川郡
オシユンクウシ	蝦夷松多き所	天鹽國上川郡ナヨロ川筋
オントキタイ	蝦夷松の林	北見國枝幸郡
オシユンクウシ	蝦夷松多き所	北見國斜里郡

以上の外樹木並びに森林に因んだアイヌ語地名は全道約 500 箇所を數へ得るのであつて、往時北海道が如何に森林に恵まれてゐたかは容易に察知し得るのである。

乙 社會的政治經濟的事情

松前藩の社會は云ふ迄もなく封建制度下の社會であつた。従つて當時代に於ける政治經濟等に関する史實もその影響を免れ得なかつたのは勿論である。(10 の 13 頁)

只内地に於ける封建制度が、農業を基礎としたものであつたのに對し、松前のそれは天然資源の採取殊に漁業と(1 の 172 頁)交易とが基礎であつた(1 の 220 頁)點に著しい特徴があるのであつて、是が又松前藩の封建制度が一つの擬制に過ぎなかつた(11 の 9 頁)と稱される所以でもあり、これが又松前藩の林政或は林業を特色づけた因子とも見られるのである。

ところで此の時代に於ける戸口及び其の分布狀況並びに之に對する藩の政策を見るに、藩主慶廣が、安東氏から獨立して松前を完全に支配するに至つた當時は、和人は東は龜田附近から、西は熊石に至る海岸數十里の地に居住し蝦夷も亦是に混じてゐたが、これ以外の地は悉く蝦夷の占據するところであつた。故に慶廣はその當時の狀況にもとづいて、和入地と蝦夷地とを區劃し、和入地には從來雜居して居た者の外蝦夷の來住を許さず、又蝦夷地には全く和人の往住を許さなかつた。是兩者が混住するときは、種々の紛争を生ずる虞れがあつたからであらう。而して其の蝦夷地に接する龜田及び熊石には後に番所を置いて蝦夷地出入の者を検査した(1 の 102 頁)。

和人地は松前若しくはシヤモ地(アイヌは和人をシヤモと呼んだ)と稱へ、福山を中心として以西を西在と言ひ以東を東在と呼んだ。又此の中にある部落は之を村と稱し唯福山のみ数個の町名を附してゐた。(1の103頁)

津輕一統志によれば、寛文9年(1669)には戸數1千2,3百, 人口1萬4,5千となつてゐる(12)が、元祿14年(1701)9月の調査では和人の現住戸數は3千3百, 現住人員2萬86人で内旅人・杣人1,838人を除き, 土著者18,248人であつた。(1の156頁) 而して天明の頃(1781-1788)に至つても其の戸口には左程の増加は見られなかつた。(1の354頁)

之等の戸口が東西5,60里の海岸の間に散在してゐたのであるから, 人口の稀薄さは言ふ迄もなく, 更に蝦夷地に至つては, その人口は2萬或は4萬位とも稱せられ,(1の354頁) それが南西部を除く本道の全域に分布してゐたのであるから, 其の密度たるや殆ど問題ではなかつた。

住民の生業は前述の如く, 一部商人を除きその大部分は漁業であつた。それは住民の大半が漁獵民族である蝦夷であつたからでもあるが, 又北海道の沿岸が豊富な魚族に恵まれてゐたことにも因るのである。

藩主はその家臣に知行地(之を場所と稱した)を給與したが, 藩士の給與地に於ける權利は甚だしく制限せられたものであつて, 蝦夷地に於ては幕府から認められてゐた蝦夷交易權を獨占的に許されたに過ぎず, 和人地では人民を支配しそれから税として主として現物税を徴し得たのみで, 給地内に於ける採金は固より, 鷹待及び著しい鮭鱒の漁, 伐木等の事業は皆藩の權利に屬し, 藩主より特に之を許されぬ限り知行主と雖も其の業を營むことが出来なかつた(1の103頁)

以上が此の時代に於ける社會の一般情勢であつたのである。然らば斯かる情勢下に於ける林野の用益關係は如何様であつたかを次に見ることとする。

丙 林野の用益關係

四圍に無限の森林を擁し, 而もそこには極めて少數の人口しか居住して居らない場合, 森林の用益が如何なる關係に置かれるかは茲に改めて述べる迄もなく舊記は既に「此所山々に立木多く, 家木に用る材木自由也」(3の251頁)と述べて居り又「都て此國木多く, 三湊*の百姓**町人日々に焚捨る薪寒國故夥しき事なり。價を出ず事なく, 山に入てほしいまゝに是を伐る。誰有て植育てるものなし。終には薪盡る事有べし。」と語つてゐる。(4の395頁)

* 當時箱館, 福山, 江差を總稱して三湊と云つた。

** 松前では漁民を百姓と稱えた。蝦夷行記に「百姓の業田作せず唯鯡をとりて十五の一を以て運上とし餘分を以て衣食とす」(13)とある。

以上に依つても明らかな如く、當時森林の用益は全く自由であつたのであつて、云はば公共用の關係に置かれてゐたと看做し得るのである。

斯くて此の時代の北海道には私有林の發生を見なかつたばかりではなく、入會權の如きすらも成立するに至らなかつた。

併し乍ら斯の如く木材が自由に入手し得たのは藩政中期以前のことで、それ以後に及んでは「終には薪盡る事有べし」の事態にまでは至らぬにしても、後にも述べるが如く地方的には木材の缺乏を來たしたのであつて、そこに必然的に森林の獨占即ち森林の私有が起らなければならぬ筈なのであるが、それにもかかはらず、この時代には遂に私有林は生じなかつた。

而してその理由としては次の如きものが考へられる。

- (1) 松前藩の産業が前述の如く、自然物の採取殊に土地に關係の薄い漁業が中心であり、従つて住民の大部分は土地に對する觀念が稀薄であつた。
- (2) 漁業が主であつたから、主食が自給されず、且仕事が夏季に限られ、又氣候其の他の環境が當時の和人の生活に適せず、従つて住民は土着心に乏しく頗る浮動性に富んでゐた。
- (3) 藩が其の經濟的基礎を自然物採取の上に置いてゐたから領内の天然資源に對しては總べて獨占的であつた。

このことは前記藩士の知行地に對する權利を見ても明らかである。以上の如き有様で森林に對しても後に見られるが如く極めて早い時代から各種の統制を實施し、私有林發生の餘地を與へなかつた。

- (4) 松前藩では和人の常食たる米は悉く之を他國に仰がざるを得なかつたので、多數和人の來住するのを欲しなかつた。又土地に最も深い關心を持つ農民の來住が少なかつた。

以上が森林所有即ち私有林の發生を見るに至らなかつた理由と見做さるべきものである。

然らば次に蝦夷の林野用益關係如何を見るに、藩主慶廣が慶長9年(1604)家康から下賜された制書に依ると「夷之儀者何方江行候共、可爲夷次第事」(14の80頁)とあり、又地北寅談にも藩主道廣の言として「夷人には夷人一統の理ありてこれを守り舊性と成ていかに教るとも導きがたき偏僻の性あるものなり、しかれば今の如く愚にして、おさめやすからんにしかざるべし。」

(15) とあるのを見ても明らかな如く、不干涉主義を其の傳統としてゐたから、勿論彼等の慣行に委されてゐたものと思はれる。

彼等は血縁で結ばれた小部落をなし各酋長に率いられ(1の17頁)又漁獵權を一定範圍(血族)

のものが共有してゐたし、土地に対する觀念は殆ど發達しなかつたとは云ふものの、それでも先占と用益期間中の占有が認められてゐたと云はれるから、(16の98頁) 森林に就いても同様であつたと考へられる。このことは、彼等はニレ皮の纖維で衣料のアツシを織つたが、これの採取箇所がアツカルシ(楡の皮を取る所)の地名で、又タツカンナイ(樺皮を取る澤)、トレプタウシユナイ(姥百合を掘る澤)、チプカルウシ(船材を伐る處)、チセニカルシ(家材を取る處)、ニナウンナイ(採薪澤)、クトイエカルシ(弓材を伐る處、水松を伐りて弓材に用ふ)、オブカルベツ(槍材を取る處)等の地名が全道の處々に存在することに依つて推察し得るところであり、又文化6年の衛門魯府志には「山海共に境界有。ヲトナ(酋長)是を司る。其領分に非れば草木といへとも猥りに是を伐る事あたはず」(35の21頁)とあるところを見ても、森林も或程度部落の共有關係に置かれてゐたものと稱し得べきである。

次に和人の土地に対する用益關係を見るに、蝦夷草紙が「野にても山にても勝手次第に新開田をする也。」と語つてゐる如く(17)官に請うて下附を受け耕作するのではなく、随意に適當な地を相し、毛上を焼き拂つて開墾し、無肥料耕作を行ひ、地味が瘠せて收穫を減するに至れば更に他に轉ずる所謂焼畑式農業を営み、中には海を超えて來たり勝手に耕作し、收穫を終へると歸るものすらあつた。又地味が瘠せなくとも家業の爲に手を下すことが出来ない時は荒蕪に委された。(1の213-214頁)

斯る状態であつたから畑の所有權も確實ではなく、用益者に對しては、用益期間中の占有が先占によつて認められてゐたに過ぎなかつた。(16の97頁)

3. 森林の種類

前記の如く松前藩時代に於ては遂に林野の所有は分化するには至らなかつたが、林野用益の發展に伴なつて、之に基づく森林の種類が生じて來た。以下之に就いて述べることとする。

i. 留山

松前藩に於て留山なる言葉が用ゐられた最初は、彼の西部阿津佐不のヒバの伐採を初めて山師に許可した(14の38頁)延寶6年(1668)である。即ち同年2月江差に立てた制札中に見られる「留山ノ木伐申間敷事」(14の79頁)なる一條が是である。

此の留山なる制度は獨り松前藩の林制中に見られるばかりではなく、弘前、秋田を始め盛岡、名古屋、和歌山、高知、熊本、廣島、延岡等の諸藩並びに飛驒代官支配所に於ても見られるところのものであつて(18)、留木の制度と共に我國の林制史上注目すべき制度の一つであるが、その起源や性質・目的等に就いては各藩必ずしも同一ではなく、又同じ藩に於ても時代や

場所等に依つて相違があつた如くであり、従つて之等を比較研究することは林政史研究上有意義なことには相違ないが、それは些か本稿の目的の範圍外に屬する。併し乍ら松前藩に於ける留山の地方的特色を明らかにしようとするならば、勢ひ他藩に於けるそれとの比較が必要になつて来る。依つて従來多少論議が見られた秋田藩の留山に對する概念を得て然る後松前藩の留山に就いて論旨を進めることとする。

秋田藩の留山の意義に就いて、加藤景林は之を臨時の備山とし(19の32頁)月居熙氏は「御留山とは其性質稍々御札山に同じ(略)強ひて札山と留山の差違を究めば、札山は伐木防止的行爲に出で、留山は伐木停止的行爲なりと云はんのみ」(19の32頁)となし、服部希信氏も「札山と留山の相違は、前者は森林警察的行爲を意味し、後者は狹義の營林監督的行爲を意味する點であろう」(20の171頁)として之と同様の見解を示し、更に「前者は後者の一公示式でもあると思ふ」(20の171頁)と述べ、又「札山と同様に林野の所屬を問はず、主として不時の木材需要就中〔御用木〕の必要を充足せんが爲に、即ちいはゞ一種の備山として、時には單に森林の保護の目的を以て一定地域を限り、主として青木に富む地域を或る期間林木とその他毛上の採取を禁止又は停止した。これを〔御留山〕といふ。しかし時には〔御立山〕とも稱した」(16の170頁)としてゐる。

次に白川太郎氏は「官山中に於て施業上の名目により輪伐すべきものを留山」(18の38頁)と稱してゐる。又岩崎直人氏は、月居氏の前記の說に對し「これ所謂御留山と單純なる留山とを混同せるものの如く、御留山とは明山に對して、伐木を停止せる地域を汎稱し其甚だしく意義の異なるものあり、(略)されば余は平山の普通の用材林なるに對し御留山を以て重要なる用材林にして、藩用以外の伐採を嚴禁したる森林と解するものなり、蓋し御留木と稱し、御留山と稱するも、唯人民の伐採を制止する意味にして、藩用の伐採を停止することなく却て藩用に供する爲に選定せるものにして、針葉樹多きが故に御留山に編入したりと云う記録は多數に存し藩用の爲には常に伐採利用をなし、殊に後世は御直山なる名稱も生じたるが、元來御留山平山は地籍上の名稱にして(19の32-33頁)云々となし御留山を以て藩用の伐採までも停止したものであることを主張すると共に、更に御留山にも新舊兩義があり、舊時の御留山は御立山と略同意義に用いられ、保護育成中の森林を指稱したことを仄めかしている。(19の38頁)

以上の諸説を集約するに、岩崎氏を除く諸氏は概ね秋田藩の留山を以て、藩の用材備林の如きものにして或期間その伐採を停止したる森林であるとなすのに反し、岩崎氏は之を以て唯人民の伐採を制止するに止まり、藩用の伐採まで停止するものではないとして、その備林的性格を否定し、且之を以て單に藩用以外の伐採を嚴禁したる主要なる用材林であるとしてゐるのである。

思ふに、秋田藩の留山に就いて、叙上の如く説が分かれるのは、畢竟この藩では留山の設定に對しては格別の基準が設けられてゐた譯ではなく、當局者が、その時と場合とにより、木材需給上の考慮に應じて、適宜留山に編入したことに因るものと思はれるのであつて、現に上の諸説に見られる以外に、例へば濫伐防止の爲、村々の薪炭入會山を御留山としたことや(21の502頁)或は又杉雜木立の山を御留山とする場合雜木のみは伐採を許した事例(21の395-398頁)或は前記と同様の森林を、杉雜木共に御留山にした例(21の396頁)更には初め藩の薪炭備林の目的で御留山とした森林を、後に至り木山方で、青木育成の爲に人民に雜木の伐採を許可した結果、青木のみが繁茂し當初の目的を達し得なかつた(21の615頁)等の例も見受けられるのであつて、之等は何れもその局に當つた藩吏の判斷に基づいて、留山の編入が決定されたものであることを物語るものと稱し得べきであり、従つて秋田藩に於ける留山を強ひて定義づけるならば「留山とは藩が木材需給上の考慮に基づいて、人民に對して、その利用を制限又は禁止した森林である」となす外はあるまいと思はれる。

尙留山に就いては川瀬善太郎、島田錦巖兩博士等の説も見られるが(22・23)それは秋田藩の留山に限られたものではないから、茲では省くこととする。

以上秋田藩の留山に就いて述べたが、然らば松前藩に於ける留山は如何なるものであつたかを見るに、之も簡単に定義することは困難である。

抑、松前藩で最初に留山なる文字を用ゐたのは前記の如く延寶6年であるが、これは「留山ノ木伐間敷事」なる文言に依つても明らかな如く、留山の場所に就いては何等觸れてはゐないから、これは既存の留山に對して一般の注意を喚起した條目としか受取られないのであつて、この條目が出される以前に於て或は少なくともこれと同時に留山なるものが出来てゐて、それに対する一般の注意を喚起したものと見るのが妥當である。

ところで松前藩に於ける古い法令の中で、留山に關する禁制と見られるものに次の三つがある。その一つは延寶6年に江差に立てられた制札中にある一箇條で、即ち「番所江無斷檜皮ハキ申間敷候。附惣テ檜小木一切伐申間敷事」がそれである。併し乍ら之も其の區域や箇所に就いては何等明示するところがないから、一種の注意的規定で、一般森林に對する藩の方針を示したものに過ぎない様に思はれるのである。

然るに次に掲げる二つの禁制は、留山なる文字こそ用ゐてはゐないが、明らかにその箇所が判斷し得られ、且森林の利用を禁止してゐるのであるから、留山を以て人民の利用を制止した森林であると解する限り、留山と稱しても差し支へないものなのである。故に茲にその禁制の全文を記して、松前藩に於ける留山考察上の参考とする。即ち其の一は

定

一茂邊地村山中ニ於テ、檜大小ニヨラズ伐間敷候。附檜ノ皮剥申間敷事。」

一松雜木共、用木ニ成候分、無斷伐申間敷事。

一檜木山近邊野火付申間敷事。

右之旨於相背ハ急度可申付者也。

卯三月二日

○ (年號は延寶3年と推定される) (14の198頁)

であつて、他の一つは

札

一何ニヨラズ、此所ニテ、山子ト致賣買間敷事。

一番所江無斷、檜ノ皮ハキ申間敷、惣テ檜小木一切伐申間敷事。

一番所江無斷、山子ノ外檜伐申間敷候。松雜木モ用木ニ成候。大木ハ山子モ伐申間敷事。

右之旨於相背ハ急度可申付者也。

延寶六歲二月

厚佐部蝦夷村ニ立ル札。

である。而して前の「留山ノ木伐申間敷事」とは之等に對するものであることは、之等年代の前後關係からも推測し得るところである。

ところで藩政當時に於ける禁制或は制札と稱せられるものの性質を見るに、それは當時一般民衆に向つて、法令を周知せしめる目的を以てなされた一種の揭示で、之に收める禁令の性質は、時と場所とに依り、其の最も發生し易いものを選んで之を収録し、看る者をして趨避せるところを知らしめんとしたものに過ぎない(24の96頁)のであるから、之等に依つて規律せられるものはあくまでも一般民衆であつて、これが藩自身にまで及ぶものでないのは勿論で、換言すれば、前記制札・禁制等に依つて、留山に於ては、一般民衆が如何なる事項が禁ぜられたかは之を知り得られるにしても、是を以て直ちに、藩自身も留山に對しては民衆と同様の態度であつたと解するのは些か早計と云ふべきであつて、制札の禁止事項と、藩自身が留山に對して取つた行動とは、自ら問題は別であると見なければならぬのである。故に留山の意義や目的を正しく理解するが爲には、單に制札等に現はれた文言の解釋のみを以てしたのでは、未だ不十分なのであつて、更に進んで藩が留山に對して行つた施業なり、保護なりを明らかにしない限り、その目的を達することは困難であると云ふべきである。

松前藩の留山に對する施業に就いて享保2年(1717)の松前蝦夷記は次の如く述べてゐる。

先づ厚澤部山林に就いては「松前西在郷江さし村の内厚澤部山入笹山と云所より檜松(角材

木・寸法・板木・丸太・樽木・帆柱)等の類伐出し申候、先年は他國より山師來たり山を見金子にて仕切伐申候尤近年迄攝州大坂唐かね屋と申者請伐仕候へども段々山伐からし申候故唐かね屋も山を仕廻申候、唯今は先年の伐かぶ又は細木並伐残し少々宛所の山師請伐いたし申由山により請伐金子の高下有候。】(6) 次に茂邊地村山林に就いて同書は「東在郷茂邊地村山・檜角材木・樽木等の類伐出し申候先年は多く材木出申候故厚佐部之通他國より山師來請伐仕候へ共近年山伐からし材木纔計出申候故只今は志摩守用木計伐せ申候由。」

以上から推測するに当初は兩留山共ヒバの美林であつた。又運輸交通關係を見るに、茂邊地には康正2年(1456)既に豪族の館があつた程であるから(1の47・48頁)當時は相當の村落を形成してゐたに相違なく——蝦夷拾遺(25)に依れば天明6年(1786)頃の同地の戸数は60餘、人口300餘とある——又茂邊地川の水運は必ずや木材の流送に多大の便益をもたらしたものと思はれるのである。

又厚佐部山林の交通も、厚澤部川の水利に恵まれてゐたことは〔ゑみし乃さへ起〕に「アシサブの川へたに出れば檜の皮を綱により岸より岸にひきわたしにきやうといふかつらをわくねてつかりの如くつらねおもきといふものをつけてつなぎならべうきなる板のうへを馬も人も志と志とふみ渡るこそ水上より杣木くだせるをここにめて桴にくみ海をわたして江差のみなとに至ると云ふアシサブの澤目とて河上に村々いと多く」(26)と述べてゐるところに依つて明らかである。

以上を綜合するに、當時に於ける松前藩の留山は次の如きものであつたと云ふことが出来る。即ち

(1) 松前藩は林相良好にして交通至便なヒバ林を留山となし (2) 留山に於ては一般民衆のヒバの伐採並びに剝皮を禁じ (3) 又松(ゴヨフマツ)其他雜木用材の無斷伐採をも禁止し、(4) 厚澤部の留山に於ては山子(杣役を納めて伐木の免許を得た杣を意味する)に限りヒバの伐採を許したが彼等と雖も松雜木等の大木の伐採は許さなかつた。(5) 藩は留山の伐木を行つたが、それは藩自らが手を下すが如きことはせず、主として他國の山師から一定の運上金を徴して之に伐採せしめ、その材は盛に關西地方へ移出せしめた。而して彼等の伐採に就いては後にも述べる如く監督を行つて森林の保持に努めたが、其の効果は餘りなかつた如くで留山のヒバ林は次第に減少して行つた。(6) 従つて此の時に於ける留山は、備林を意味しなかつたのは勿論、藩の需要(狹義の)充足を目的としたものでもなく、尤も茂邊地山の場合では後に藩の用材のみを伐採した様ではあつたが、之も林木の缺乏に伴なふ止むを得ざるに出た措置で、最初は収益が第一義的であつたのは云ふ迄もない。従つて又領内に於ける木材需給上の考慮から出た

ものでは無論なく、その目的は結局藩の財源を保持する爲に利用價值の高い森林の獨占到在つたと見る外はないのである。

延寶時代に於ける留山は前述の如く、一般民の利用は嚴禁したが、藩は財源を得る爲に他國の山師をして盛んに伐採を行はしめたので、享保の初めには早くも「段々山伐からし申候故唐かね屋も山を仕廻申し、唯今は先年の伐かぶ又は細木並伐殘し少々宛所の山師請伐いたし申す有様となつた。(6)

併し乍ら檜山の衰乏は決して單なる山師の伐採のみに依つてもたらされたものではなく、其の間に發生した各種の被害も見逃し得ない原因と見られるのであつて、之等諸因に基づく森林の減耗はやがて留山の性質をも變化せしめずには措かなかつたのであるが、之に就いて述べる前に、一應此の間に起つた森林被害を説く必要があらう。

藩政時代に發生した森林被害の中で記録されてゐるものは、山火と盜伐の二つに就いてのみであるが、それも信賴するに足る史料に極めて乏しいのである。

先づ山火事に関する記録を見るに、福山秘府歴年部元祿8年(1695)の條に「松前廣時日記曰、夏四月、西部江差檜樹山發火、至干止々河、上國、女奈、阿津佐不諸山。」(14の47頁)とあり、又寶曆11年(1760)の御巡見御用日記にも「あつさぶ檜山元祿八年四月晝夜十二日山火事、過分檜木燒失仕候故、唯今橋、ししろ板、帆柱など出不申、近年は檜拂底、櫻、朴、桧雜木打交出申候。別て近年末山に罷成候に付、相止め申候。」(27)と述べて居り、何れも元祿8年4月江差檜山に大山火のあつたことを述べてゐる。然るに北海道隨筆には「上ノ國とて十里に及ぶ大山檜斗り也。二十年以前此木友ずれにて火を出し、七日七夜燒ける故山半分は燒盡したり其後は留山に相成、今に伐出す檜は總て少きものなる由。蝦夷地へかけてもまれなり。」とあり(4の48頁)この書の著述は元文4年(1739)であるから、その年から數えて20年以前とすれば、この山火のあつたのは享保4年(1719)と云ふことになり、若しこの何れもが事實であるとすれば、江差の檜山は元祿と享保との2回に互つて大山火に見舞はれたことになるのであるが、これについては少からず疑問の存するところであるから、更に之が検討を試みることにする。

先づ元祿の山火に就いて考えるに、之を證する史料の内福山秘府は、安永5年(1776)11月藩主道廣の命を享けて、時の家老松前廣長が編纂に従事し、安永9年12月に脱稿した松前史料の大集成で、3代に亙る家老の日記數十卷と其他の諸書を參考として完成した苦心の作で、松前藩を語る史料でこれ以上のものがないとまで稱せられてゐるものであり、(14の1頁)而もこの山火に関する記録は當時の家老であつた松前廣時の日記に依つたものであるから、この山火については最も有力な史料と稱し得べきである。又他の史料である寶曆の御巡見御用日記は、松

前藩の領内巡視の爲、幕府から派遣された榊原右兵衛等一行3名が、寶曆11年(1761)6月8日松前に到着以來同月28日歸帆するまでの間に於ける記録で、前記山火の記事はその發生當時からはかなりの年月を經過してゐるが、彼等の任務から考えて、相當根據のある記事と見て差支えはないのである。而もこの二つの有力な史料が何れも元祿8年4月に江差地方のヒバ林に大山火が發生したことを述べてゐるのであるから、この年月に江差檜山に大山火が發生し、12晝夜に亘つて延焼し、その被害はトド川、上國、メナ、厚澤部等の諸山に及んだことは確實と見て差支えはないのである。

今一つの山火を語る史料北海隨筆は、元文4年(1739)板倉源次郎の著と稱せられるが(4の9頁)彼はもともと金座の座人であつたが、夙に蝦夷地の金山に着眼し、元文元年12月幕府より松前金山の採掘を仰付けられ、翌2年から3年に亘つて本道の各地を踏査したが、北海隨筆は云はばその時の見聞録とも見らるべきものであり、従つて其の中には本道の當時を語る史料として有力視すべきもののあるのは勿論、彼の策論とも見るべき開拓意見は今日でも傾聴に値する主張があるのである。(4の84-87頁)併し乍ら前記山火の記事に關する限り、所謂巷間の説を採用したものであることは、その文言から推測し得られるところであり、たとえ山火は事實であつたにせよ、其の年代に至つては頗る明確を欠き、その「二十年以前」と云つても、何時を基としての事であるかも明らかではないのであつて、前に享保4年としたのも、この書の著作年代から推定して新しくしたまでのことで、之を享保4年にする事自體既に疑問の存するところなのであつて、假りに又この推定に誤りがないとするも、享保4年の山火説は今のところ北海隨筆以外の他の史料には見られぬところで、これは不審として置くより外はないのである。

尚河野常吉氏は「山火は元祿八年非常の損害を爲したることは既に前に記せり。其後享保五年大火ありしと云ふも詳かならず。」(28の57頁)として山火の年代には1年の相違があるが、矢張詳かではないとしてゐる。

思ふに北海隨筆の山火の記事はその規模や箇所が類似してゐる點から見て、元祿の山火を記したのではないかと思はれるのであつて、現に福山秘府の編者松前廣長も北海隨筆を所蔵してゐるが、(4の16頁)その山火の條の下には下札を以て「元祿八年乙夏爰西在郷檜山多く焼失したり」と註を附してゐる(4の48頁)ところを見ると廣長も之を元祿の山火を記したものと考へてゐたのではないかと思はれる。

松前藩時代に於ける著しい山火は前記の如くではあるが、然らば盜伐に依る被害如何を見るに、福山秘府元文5年(1740)の條には「三月三日、西部檜山奉行、藤倉友右衛門訴曰諸山有山賊、伐木凡九千九百八十四本」(14の69頁)とある。檜山に於ける盜伐に關する記録はこれ以外

には見られないが、これなどはその尤なるもので、当時の林相から推してその被害は恐らく數萬石に達したものと思はれるが、その處置に就いては明らかではない。

斯くて相次ぐ濫伐、山火、盜伐等に依る森林の減耗は、自然留山の性格にも變化を來さざるを得ざるに至つたことは既に述べた如くである。

然らば、それが如何に變化したかを舊記に就いて見るに、北海隨筆は檜山の山火に就いて述べた後「其後は留山に相成今に伐出す檜は惣て少きものなる由」(4の48頁)として暗に留山の伐採中止になつたことを語り、又御巡見御用日記も「唯今樞、ししろ板、帆柱など出不申、近年は檜拂底、樾、朴、雜木打交出申候。別て近年末山に罷成候に付、相止め申候。」と述べて、この時に至つては、藩もその伐採を中止してゐたことを暗示してゐる。斯の如く、以前の留山は藩が森林を獨占せんが爲であつたのに反し、この時に及んでは、森林殊に檜の育成を目的とする様に變つたことが窺はれるのであつて、そこに從來の所謂森林警察的な性格から營林監督的な性格への轉換が見られるのである。

以上の如き留山の性質の推移に伴つてこれに關する禁制も次第に強化せられ、又留山の數も増加せられた。次に之等禁制を見乍らその推移の跡を窺ふこととする。

定

- 一、此處檜雜木共留に候間、檜立之近邊にて薪等伐申間敷候、尤小柴背負ひ取、茶摘等に參候とも、火道具持參致候儀堅停止に候。別て小檜葉並雜木之内七木之類*、たとへ小木たりとも伐取申間敷事。
- 一、稼方之者、濱邊於野畑無據焚火いたし候とも、能々消留、並往還之者烟草之火入念消留相通り可申事。

右之赴村中は勿論、往來之諸人堅相心得可申もの也。

申 五月

木 山 奉 行(28の52頁)

(右之通制札ヶ所之御留山澤口江相立候)

斯くて寶曆8年(1758)には豊部内檜山が同11年には上國目名が、明和2年(1765)には戸渡川、古櫃の兩檜山が、同4年には田澤の檜山が、同7年には厚澤部檜山が、それぞれ留山となつた。(28の50頁)

斯の如く留山の數を逐次増加する一方、其の保護は次第に嚴重となり、各留山の澤口には次の如き制札が立てられた。即ち例を豊部内檜山に見れば

* 七木之類とはヒバ、ゴヨウマツ、トドマツ、セン、カツラ、ホホ、シコロの七種を云う。(28の52頁)

定

- 一、豊部内檜山寶曆八戌寅年より、御留被仰付候。萬一山賊之輩有之に於ては、可爲曲事候。附、川流薪伐出候儀御停止に候。
- 一、野火付候事は又御禁制に候。近邊山々往來之もの可相慎候。

明和九壬辰年四月

(28の50頁)

又山火の豫防に關しては特に意を用ひ、各御留山入口には次の如き制札を設けた。

覺

- 一、山かせぎ並諸往來之者共、奥山は勿論、野澤濱邊にかぎらず、無據焚火竝たば粉の火、入念消しとめ可申事。
- 右一條之趣村中始往來船手之もの共迄、ととも氣を付、若いたづらに火を附候者、見かけ聞傳候はゞ、其者の名前居所相尋江差番所江可申達事。

寛政二年二月

奉行 (28の52頁)

藩は現地に前記の制札を設けて民衆の注意を喚起する一方巡視を嚴重にして、之が取締に遺憾なきを期した。

即ち檜山奉行に對しては次の如き訓令を發し、又山守に對しても夫々命令するところがあつた。

即ち山方御條目中關係の部分を拔萃して掲げると、檜山奉行に對しては

- 一、上之國目名、戸渡川、古櫃、豊部内、厚澤部目名、はいたない七ヶ所の檜山、先年より、杣入相留候。毎日無懈怠可相廻事。

年號月日

御墨印 (28の50頁)

又四人の山守に對する檜山奉行の訓令は次の如くであつた。

- 一、御留山相守候儀は、御定法に候得共、猶更今度御改被仰出候に付、彌以毎日無油斷相守可申事。
- 一、不限公私何方江參候共、非儀相働申間敷事。
- 一、不可致大酒事。
- 一、御上江訴訟ケ間敷相談に相加申間敷事。

右之條々堅可相心得もの也

明和九壬辰年

山守四人江 (28の50頁)

以上の如く留山の保護管理は頗る嚴重を極め、又一時的ではあつたにせよ藩の杣入も禁止された。併し乍ら絶対に産物の採取を禁じた譯ではなかつたのであつて、申五月の禁令にも

「尤小柴背おひ取、茶摘等に參候とも、火道具持參候儀堅停止に候。」とある如く、火氣を所持さえしなければ小柴や山菜を背負つて來る程度のことは默認されてゐたことが知られるのであつて、細民に對する配慮の跡が窺はれ、之を彼の高知藩が「御留山ノ内ニテ一分之了簡ヲ以テ可差免儀ハ枯枝拾ヒ木ノ葉カキ牛馬繫放入等ノ儀是等呵可差許可其外鐮類ヲ以テ相背候ハ、多少ニ不拘屹度詮議ヲ遂ル筈」(18⁹の152頁)として、牛馬の放牧は固より落枝落枝等の採取までも叱責したのに比しかなり緩やかな態度を以て臨んだのであつて、此の南北兩藩の留山に對する態度こそ興味深いものが感ぜられるのである。

前述の如く、松前藩は留山に對して柚入の禁止を行つたが、それも永續はせず、寛政・文化年間には再び伐採が行はれてゐたことは、和田郡司の檜山加番中日記に依つて窺はれるところであつて、右に據れば、檜山は、江差山師が難澁の故を以て、寛政4,5(1794,1794)の兩年休業した外は概ね伐採が行はれてゐた如くであり、又文化3年(1807)厚澤部目名及び上國兩土場に於ける出材検査數量は檜 3581石76347、椴 248石73611であつた旨の記載に徴しても之を知り得るのである。

ii. 陪山・運上山

留山の意義並びに之が目的は時代に依り多少其の趣を異にしたが、一般民の自由な利用が禁ぜられてゐたことには變りはなかつた。

然るに茲に述べんとする陪山及び運上山は、山師が現に伐採を行ひつつある森林に附された名稱であつて、即ち陪山山師が伐採するところの森林は陪山であるのに對し、運上山は運上山山師の伐採に係る森林に對する呼稱である。故に之等兩山の區別を明らかならしめることは、即ち之等2種の山師の區別を明らかならしめることに外ならぬのである。

然らば先づ陪山山師とは如何なるものかを見るに、文政4年(1821)松前氏は再び舊領に復歸し幕府から版圖を引繼がれたが、其の當時檜山に關する引繼書の中に「一、陪山山師之儀は、當所百姓の内にて山師採の者三軒、古來より被仰付罷在、柚入之儀は御留山七ヶ山外厚澤部上國兩山澤々に有之候檜雜木共勝手次第伐出、尤年限之定運上金等も無之、山入柚一人に付山砂金三匁三分、年々伐候檜、雜木共千石目に付金拾兩相納、外に材木賣立之口錢二分上納之事。」中略「一、江差陪山山師出材木積入候船は、積入之以前に相屆、開濟之上木品積入、役金之儀は、積石百石に付山砂金四匁五分宛、其外定式之役錢*取立之上、御役所より出帆切手相渡、夫より沖口積入之書上船宿より差出、改方は定式之通改之出帆申渡候事。」(28の56頁)

以上に依つて明らか如く、陪山山師は江差在住者の中から木材業を營む者三名を選んで古

*「定式の役錢」とは船手冥加、常燈錢、判錢等の諸役を云う。

くから命じ來つたもので「陪」なる文字の意味からも藩とは特屬的な關係にあつたものと思はれ、其の伐木に就いては極めて大なる恩典が與えられて居り、例えば伐木に對しては極めて少額の冥加金(運上山山師の3分の1以下)で済み、而も年限等の定めもなく、殊に其の入山區域に至つては、御留山七箇所は勿論厚澤部村から上ノ國村に至る山々澤々であるから、當時の江差檜山の全部に亙り、樹種や材積等も何等制限されることなく、自由な伐採が出來たのであつて、その特典たるや蓋し莫大なものと云ふべきであつた。併し乍ら其の義務として、2分の賣上口錢を上納せねばならず又材を移出する場合にも前以て許可を受けるを要し、且100石に付砂金4匁5分の割で役錢を納めねばならなかつたし、後に述べるが如き價格の統制も行はれ、且勝手に休業するが如きことも許されず、都合で休業する場合には藩の許可を受けねばならなかつた。(28の52頁)又藩は前記の如き特典を與へてはゐたものの、決して山師等のなすがままに放任してゐた譯ではなかつたのであつて、特に徴税の面に意を用ひ杣敷の監督や出材の検査等は極めて嚴格に之を行つて、苟も脱税等の起る餘地をなからしめた。即ち前記引繼書に依ると「陪山山師杣入之儀は、年々十一月山入杣數澤付等取調、御役所江書上候得ば、一人別に鑑札相渡、右杣入之澤々江人別改爲し檜山御廣間役手代兩人出役仕、古來相改候處御料之節右御改無之候事。」とあり、又材の検査に就いては、「厚澤部、上ノ國土場に於て山師共年々四月頃より木留取補理、伐出之材木追々川流、土場着候得ば、御役所に申立、右留木有之内御收物之者一人出役仕居、右材木筏に組立、江差に相廻し候。前日勤番の者江相届候得ば、見分致し送狀相渡、當所々廻着之上、右送狀を以、御役所江相届、見分之上前濱江爲拵立、夫より極印入之相改候事。」(28の56頁)となつてゐる。

以上は固より幕領となつてからの方法ではあるが、幕府も松前藩の仕來りを踏襲したものと思はれるから、之を以て同藩のやり方と見ても差支へはない筈である。

然らば運上山山師とは如何なるものであつたかを見るに、彼等は主として他國から渡道した木材師で、一定の年限を定めて運上金を上納し、森林伐採を許可せられた者で、其の目的とするところは木材の移出に在つたのであるから、木材移出税たる間尺役も豫め運上金に含めて納入する方法を取り、移出の際に於ける煩瑣な検査を省くことにしてゐた。而して之等の事は「運上山山師材木積入候船は、運上山願之節間尺役金は運上金江入込山師より願に付、間尺役金は取立不申候。」とあるに依つて明らかである。斯くて運上山山師は最初の間は檜の伐採移出を行つてゐたが、檜山の衰亡と共に奥地の蝦夷檜山の開發に手を染め、之を蝦夷檜と稱して、江戸・大阪に廻送し大いに其の譽價を高めた一方此の事業に依つて巨萬の富をなした。これに就いて北海隨筆は「江戸飛驒屋久兵衛と云材木商人蝦夷地一面材木山を請合て、江戸、大阪へ

廻し、檜の代りとなせり。江戸にて献上台、障子、曲ケ物等に用る所木目こまやかにして、筋通り、檜よりは美なり。」(4の48頁)となし、又東遊記は「今もイシカリ川の左右につらなれる山々、蝦夷檜といへる木を出す。此木多く江戸に出づ。飛驒國十郡と云所に久兵衛と云もの、七十年程前江戸町人と乗組て、此木を伐出し巨萬の富を得たり。今も子孫南部竝此地に別荘有て、家業榮ゆと云。」(4の359-360頁)と述べている。

然らば運山山師に對する伐木許可條件は如何なるものであつたと云ふに、有珠山伐出願書はよく其の實狀を傳えてゐる様に思はれる故之を引用する。

願上候御山之事

- 一 御領内夷地白御山之内、おふけし川、べんべ川、おさるべつ川右三ヶ所之御山蝦夷檜其外何にても有合に來亥年三月より未の三月中迄中年八ヶ年之内柚取勝手次第仰付被下度奉願上候、御運上金五千兩此内金千兩は來亥の三月指上、金五百兩づゝ年々三月中指上可申候、巳の年より午の年迄は一ヶ年に今吹金五百兩づゝ年々三月中に上納可仕候尤諸材木年符の内積残り候はゞ段々に積取候様に被仰被下度奉願候御事。
- 一 來亥の三月より未の三月まで、中年八ヶ年之内一ヶ年に柚五拾人改人六人、手代竝に米はこび共に拾五人、鍛冶三人、此外人數入用之儀又は材木山出之節加勢日入用申儀御座候はゞ其節可奉願候、若年數之内出材木にて合船仕大工木挽召連參り候はゞ御斷可申上候御事。
- 一 夷地御作法之儀、被仰付次第急度相守可申御事。
- 一 御番所御見分之上、何方にても被仰付次第山方より相立、則柚人數竝材木積船其外諸色山方入用之者積登參り候廻船共に御改可申請候、尤番所御奉行様、竝下役五人三人にても、上下共に御賄、竝御太儀分共に山方より可仕候御事。
- 一 御運上金之外、諸役御免奉願候御事。

右之通奉願上候、被爲仰付候様に、宜敷御沙汰奉仰候 以上

享保戊戌年閏十月二十九日

津輕三馬屋	願人	山田庄平 圖
江戸鐵砲洲明石町	金本	飛驒屋久兵衛 判
松前宿		岡部權兵衛 判

御山奉行北川岡左衛門様

之に對して、「表書之通年符運上金共無相違相濟申候、仍て證文相返し申候。以上。未九月

十九日檜山奉行岡口彦兵衛^{〔例〕}(29の18-19頁)の裏書が見られるから願出通の條件で白山の伐採が許可されたものと思はれる。尙蝦夷檜山の伐採量について一言するに、其の伐採は元祿の終りから寛政の初めに至る約100年間概ね毎年行はれた如くで、1箇年の出材が大體1萬石乃至1萬5千石程度であつた。(1の183-14頁)而して當時に於ける造搬方法から見て出材歩止は現在の3分の1程度と考えられるから、立木に見積つて凡そ年々4~6萬石位の伐採が白山外數箇に於て行はれたものと思はれる。

上記より考察するに、運上山山師は陪山山師に比し遙かに大資本を擁し、伐採量も多量でその運上金も藩収入の主要部を占め、之が林業其の他に及ぼした影響の尠なからざるものがあつた事は云ふ迄もない。

之を要するに陪山・運上山の區別發生に就いては格別な理由があつた譯ではなく、只之を伐採する山師に従つて附された名稱に過ぎないと云ひ得べきであるが、山師に斯かる種別の生じたのは、前者は封建制度下に於ける身分階級や慣習傳統等の重視に因るものと思はれるが、而も前者のみに依つたのでは、領内に於ける木材の需要は充足し得たにしても、其の豊富な森林資源を藩の財源たらしむるには不充分であり、加ふるに藩財政の窮乏等もあり、そこに内地資本の蝦夷地森林への進出の機會もあつた譯で、これが運上山山師の形で具體化されたものと思はれる。尤もそれには内地に於ける木材需要の勃興や、消費地附近森林の減少、航路船舶の發達等との關連を無視し得ないのは勿論である。

尙陪山なる名稱の生じた年代に就いては明らかではないが、明和9年(1772)の檜山奉行宛の文書中には陪山なる文字が見られるのに徴し、この頃には既に之が存在してゐたものの如く、運上山に至つては其の源は更に古く恐らく檜山の開放と同時に發生したものと思はれる。

iii. 鳥屋林 (とやばやし)

松前藩には、今日の意味に於ける保安林は存在しなかつた。之は當時に於ける本道の特殊事情の然らしめたものと思はれる。併し乍ら保安的關係以外の別な目的を以て保護せらせられた所謂保護林の範圍に入れらるべき森林は存在してゐた。茲に述べんとする鳥屋林は即ち之である。

鷹を使用して狩獵を行うことは上古に始まり、中古に至つて盛となり、戰國時代に及んで幾分衰えを見せたが、織田・豊臣二氏の時代より再び復興し、近世徳川氏の時代に至つて益々盛となり、鷹狩を行う爲に鷹場林なるものさえ生ずるに至つた。(30の833頁)

鳥屋とはこの鷹を捕獲する場所を指すのであつて、一名鳥屋場、鷹場、鷹打場とも稱し、(1の121頁)或は鳥屋林(弘前・米澤)、塙場(仙台)、塙(福岡)等の名稱もあつた。(30の843頁)

・ 本道は鷹の産地で、桃山時代以來の献上品であつた。秀吉の時に巢鷹及び黄鷹を献上し、秀吉より一般の者が鷹を蝦夷と直取引することを禁ずる旨の朱印を受け、徳川氏に至つても黄鷹を献ずるを例とし、之に享保以後には隼が加えられた。貞享4年(1687)將軍綱吉が殺生を禁ずるや、鷹の献上も止つたが、享保1年(1716)に至つて將軍吉宗の命に依り、復び之を上る事となつた。以來毎歲黄鷹九隻を献上し、同19年からは更に隼二隻が加えられた。献上鷹は公遞を以て之を送り、旅中は頗る鄭重な待遇を受ける事は秀吉以來の慣例であつた。(1の121-122頁)

鷹は又松前藩の一大財源でもあつた。津輕一統志寛文9年の條に據れば、藩主が鷹の販賣に依つて得た所は、1ヶ年1,2千兩であつたと云ふ(1の122頁)し、又幕府に鷹を上つて恩借金を償つたことも度々であり、正徳元年(1717)頃鷹の價格は雌1隻16兩、鶇鷹1隻5兩であつた(1の122頁)と云はれ、將軍吉宗が狩獵を奨励するに及んで、藩の鷹の収入は1箇年2,3千兩に達した。(1の122頁)

松前藩に於ける鷹の重要性は前記の如くであつたから、鳥屋林の數も頗る多きに上り、之等に對する保護も極めて手厚いものがあつたから、従つて之が後世の森林の上にも定めし好影響をもたらしたものと思はれる。依つて下に之等の箇所を松前蝦夷記から拔萃して掲げることとする。

「松前東西郷にて鷹打申場所」

東 在 郷

しからみ崎 吉岡峠 れいひけ山 吉岡澤山 宮の歌山 萬内山 しらふ山 福島山 湯本山崎 萩さり 知り内澤山 脇本 喜古内山 かうれい山 しやつかり山 泉澤 かまや山 ひこま山 おひら山 三つ石山 當別山 やけ内 一本木澤 戸切地澤 有川澤 くんね別 七重柏木立 龜田一本木柏木立 かし屋村 湯の川澤

西 在 郷

のしの下山 きよへ山 おもち澤 木曾山 上ノ國澤 とゞ川澤 江差かやおとし とよへ内澤 おこなひ山 泊り山 おやま 田澤 今久保野 あつさふ澤しとの山 乙部湯本 ごりん澤 おとべ澤

「右の外矢こし、大野、汐泊、もない、けんいち、ゑとも杯申處にて數ヶ所有之以上三百九十ヶ所餘有之よし、其家中江渡置申候處も有之候よし。」(6) 而して之等の箇所には次の如き制札を設けて之が保護を圖つた。

札

- 一 鳥屋邊ニヲイテ野火付申間敷事。
- 一 鳥屋近所ニテ鐵砲打申間敷 附高聲仕間敷事。
- 一 鳥屋邊ノ林キリ申間敷事。

右之旨相背モノ於有之ハ曲事可申付者也。

年號月日

(14の203頁)

札

- 一 此峠ノ内々ニ鳥屋所有之候間、高聲仕間敷事。
- 一 馬往來候節、聲ヒビキ、鳥屋ヘヒビキ不申様可心得事。
- 一 野火付申間敷候。附林キリ申間敷候事。

右之旨於背ハ、曲事可申付者也。

歲號月日

(14の203頁)

上に見られるが如く鳥屋林は國土保安的な性質こそなかつたが、産業的見地から、森林の間接効用を目的として設定され、保護された點に於て、今日の魚付林の性質に類似したものがあり、森林利用上に於ける時代的な特色を持つものとして、又當時に於ける道産鷹の重要性が、此種森林を斯くも多數發生せしめた原因であつたことは林政史上興味ある事柄である。

4. 森林利用の制限禁止

- i. 家材採取の禁止 ii. 杣の入林數制限 iii. ヒバの伐採禁止

松前藩に於ける森林用益は、其の當初こそ人民の自由に委せられてはゐたが、延寶6年(1678)山師に阿津佐不山中の檜樹を伐採せしめるに及んで(14の33頁)之と同時に留山を設け、人民に對して一部森林の利用を禁止し、更に元祿2年(1689)次の如き藩令を發して、人民のなす森林の用益に各種の統制を加えるに至つた。即ち

定

「前略」

- 一 今迄家作ニ遺候材木役ユルシ伐候ヘ共、此度條目ヲ除向後法度ニ申付條、左様ニ相心得可申候。
- 一 山師、山子之外壹人ニテモ早切壹本伐申間敷候。其所ニヲイテ色々手立ヲ致シ、猥ニ山師多成候。大方山江入杣數極、末長山之續様致シ可然候。法外之杣山師候ハ、急度繩下ニ致、牢舍可申付候。

- 一 船道具，上之國厚佐部其外檜山近邊＝テ伐セ中間敷候。惣テ船道具＝檜伐候儀，山子之外禁制可申付候。脇之山＝テ雜木*ヲ以，船具爲取可申候。
- 一 檜丸太並早切ヲ伐之儀停止＝申付候。用木＝テモ右之二色伐候儀無用，柵材木等＝檜丸太ヲ用候儀無用＝候。實植＝テモ龜末＝仕間敷候。餅取早切ハ近邊山々＝テ雜木伐セ可申候。高間帳**ト申合若當年伐檜早切用之者急度トカメ，向後左様＝不仕候様可申付候。
- 一 檜皮ハキ申間敷候旨，急度申付，我等用＝モ，子キ伏木之皮取セ可申候。右之外江差＝テ吟味之上，差圖ヲ請可申候。以上。

巳 四 月

志 摩

工 藤 瀬 兵 衛 フ ノ

麓 小 兵 衛 フ ノ

以上は元禄2年藩主が檜山の藩吏に與えた文書からの抜萃であるが，茲で注意を要するのは「山師・山子之外壹人＝テモ早切壹本伐申間敷候。」なる文言の解釋に就いてであつて，これは必ずしも，藩が一般民に對し全面的に森林の用益を禁止したことを意味するものではなく，其の禁止はヒバの伐採のみに止まり，他の雜木は敢て之を禁ずるところではなかつたばかりか，むしろヒバの代用として雜木の利用を勸奨したことであつて，このことは後に「脇ノ山＝テ雜木伐セ可申候。」とか，餅取早切ハ近邊山々＝テ雜木伐セ可申候」の如き文言が見られることに依つても明らかである。

前記藩令は一見甚だ複雑ではあるが之を要約すれば，自家建築材無償採取の禁止と入林杣數の制限並びに一般民のヒバの伐採禁止及び之に代るに雜木利用の勸奨の諸點に歸せしめ得るのである。

然らば藩は何故に斯かる制限禁止を行つたのであらうか，換言すれば藩をして斯かる政策を採るに至らしめた根本事情は如何なるものであつたかを明かにする必要がある。

i. 先づ自家用材の無償採取を禁止するに至つた事情を見るに，米の生産のない松前藩に取つては，諸藩に於けるが如く年貢米を以て其の財源とすることが出来なかつたので，天然資源の採取に其の經濟的基礎を置いたことは前にも少しく述べたところではあるが，今舊記に依つて之が實状を見るに北海隨筆は次の如く記している。即ち「今領主へ收納となる所も少なし

* 雜木とは一般に闊葉樹を指すのであるが，時にはヒバに對し，これ以外の針葉樹を指す場合もあつた。この場合ではヒバ以外の針葉樹を指したものと解される。

** タカマとは櫓を支える棒を云うが高間帳とは漁船漁具等の人別臺帳の如きものと思はれる。

とせず其大概を聞得たる所は凡そ

一 古金	千貳百兩程	シリベツ山伐木運上金
一 同	千七百兩程	鯿運上
一 同	千貳百兩程	商船運上
一 同	千七百兩程	蝦夷地秋味運上
一 同	參百兩程	同 夏運上
一	百兩程	昆布運上
一	千四百兩程	他國役金

此外畑年買入船商物の運上等瑣細の事は略之其委き事民間の可知事にあらざれども見聞を以土着の者の云傳へるところ、右の趣也。」(4の83頁)

以上は所謂巷間の傳えるところであるから、固より正確とは稱し得ぬかも知れぬが、之に依ると森林収入は相當重要部分を占め、總収入の約15%で、額に於ては第三位にあるのである。

(更にこれから約50年を経た)天明4年(1784)幕府勘定奉行松本伊豆守が老中に提出した書類に據れば、松前藩の収入は凡そ次の如くであつた。

諸山材木運上	凡金千五百兩程
諸廻船出入荷物口錢三湊にて	同五千兩程
鮭、鯿、昆布其外漁獵運上役金共	同貳千八百兩程
長崎俵物運上	同四百兩程
蝦夷地の内他國ものえ渡候諸運上	同四百六十兩程
都合壹萬貳百六拾兩程	

但年により、廻船の入津數により都合壹萬貳千兩取立候得ば宜敷方の由(1の250頁)

以上の數字は信ずるに足るべきものと思はれるが、之に依つて見ても森林収入は矢張第三位で、前と同じく總収入の15%を占めてゐたことが知られるのである。固より之等木材運上は主として蝦夷檜即ちエゾマツ伐採に因る収入で、之を以て直ちに元祿初期に於けるヒバの運上と同一視得ぬのは勿論である。併し乍らこの蝦夷檜の伐採は云はば檜山の衰亡に伴ひ之に代つて起つたものであるから、檜山運上の財政的重要性は決して蝦夷檜のそれに比して劣るものでなかつたのであつて、延享2年(1745)飛驒屋久兵衛が、江差山師と等分に5箇年期を以て上國目名に於てヒバの寝木、埋木、枯木等の杣取を出願し許可された時の運上金は久兵衛の分のみでも2千3百兩(1箇年460兩)であつた(1の181頁)のに徴しても、其の盛時に於ける檜山の運上金の如何に多額であつたかは容易に首肯し得るところで、當時檜が藩の財源としての重要

性は最早疑問の餘地のない所である。他面當時の藩財政を見るにそれは頗る窮迫状態に在つた。「春二月六日有江便蒙返上金免許。是先氏廣(第八世)在世中所拜借黃金亦賜之。」とは福山秘府元祿3年の條(14の44頁)の一節であるが、斯くの如く當時は幕府からの借金の返済さえつかず、之が免除を受けるが如き有様であつた。

以上の如き諸事情の下に於て、藩が其の財源たるヒバを成るべく効果的に處分し、多少なりとも増收を圖るの舉に出んとするは極めて自然の成行と稱し得べきで、當時山師や杣は夫々税を納めてヒバの伐木が許されてゐたのに反し、一般民はたとえそれが自家用材であつたにしても之を無償且自由に伐採してゐたのであるから之等に對し、藩財政の上からも又業者との均衡上からも、當然何等かの措置が講ぜられて然るべき筈で、茲に家作材無償採取禁止令が現れる必然性が見られるのである。

ii. 次に入林杣數の制限に就いて考察するに、松前藩が運上金を徴して山師にヒバの伐採を許して來たことは前述の如くであるが、藩令にも「其所=ヲイテ色々手立ヲ致シ猥=山師多成候。」とある様に、此頃に至つて松前のヒバ林を目差して渡航する山師の數は頗る増加した。福山秘府に依れば元祿14年(1701)には領内に於ける和人の戸數は3千3百、人口20,086で、この内旅人、杣人が1838人、江差在住の杣人は1100人(知内山杣人21人を含む)とあるから杣人の大部分は江差に居つたものと思はれるが、當時に於ける江差の人口は詳ではないが、寶曆8年(1758)の蝦夷松前文書に據れば家數6百餘軒、問屋13軒を數えた(1の163頁)とあり。これから50餘年以前の元祿初期のことであるから、その人口も3千を出なかつたものと思はれ、従つてこれに依れば江差住民の約3分の1が杣人と云ふ計算になり、之を使役する山師も相當數に上つたことは容易に想像し得るところである。而も彼等の中には所謂「其所=ヲイテ色々手立致シ」て山師になつた者や、其の他不良分子の存在してゐたことは「法外ノ山師候ハ、急度繩下=致シ牢舎可申付候。」とか、或は「山廻度々申付候テ可然候。尤沙汰有之候テハ邪曲知間敷候間、沙汰ナキ様=不意=廻シ可申候」の如き文字が見られることに依つても知られる。尙元祿4年(1692)の藩令にも「山廻り、毎月入念可申付、竝手判無之杣、山江入間敷候事。」(14の195頁)とあるを見れば無免許杣も多數ゐたことが窺はれるのである。

敍上の如き事情の下に於て森林資源を彼等の掠奪から守る爲には其の入林數を制限し以て取締の徹底を期する外のないことは言を俟たない所であつて、「大方山江入杣數極、末長山之續様致可然」としたのも無理からぬところと稱すべきであらう。

併し乍ら藩の行つた敍上の制限、監督は決して單なる盜伐防止と云うが如き消極的な目的のみから出たものではなかつたのであつて、當時の藩財政状態からするならばむしろ森林を犠

牲に供しても、伐採に依る増収は望ましい所であつたに相違なかつたのであつたらうが、にもかかわらず敢へて柵の制限を敢行した所以のものは、畢竟是に依つてヒバの伐採量を節し、以て森林殊にヒバの永續を企圖したことに基づくのであつて、これにそ入林制限の眼目とも見られるのである。

松前藩が「檜丸太並早切ヲ伐之儀停止ニ申付候。」となし一般のヒバ伐採を禁止したに止まらず、更に「用木ニテモ右之二色伐候儀無用。」として藩用と雖もヒバの伐採を行はせなかつたのみならず、「檜皮ハギ申間敷旨急度申付、我等用ニモ子木、伏キ之皮取セ可申候。」と命じたことは、藩が如何にヒバの節約と其の保護に意を用いたかを證するものであつて、又當時藩が森林經營に積極的であつたことは「山方仕置等可成事ハ此度相改、寄々所々案内知候者ニ尋、吟味之上差圖ヲ請仕替可申候。」(14の193頁)と檜山の役人に命じたことに依つても知られるのである。

iii. 次にヒバの伐採禁止に就いて見るに、松前藩の基礎的産業たる鯨漁は、松前西部の海岸に盛であつたが、之等海岸の背後には、ヒバが繁茂してゐたことは云ふ迄もない、而してこの鯨漁は漁期は極めて短期間ではあるが、此の地方住民の殆ど總べてが従事したところのものであつたことは東遊雜記に「鯨の來る頃は武家、町家、漁家のへだてもなく醫家社人に至るまで我家は空家としおのおの海邊にかり家を建て我劣らじと鯨を取る。」とあり(31)、又北海隨筆にも「此時には武家をはじめ松前中の者どもは、老人子ども迄も上下一同に此業にかかる」(4の43頁)とあることに依つても明らかである。

ところで之等漁獲物は収納品や移出品或は食糧等として貯藏する必要上から、其の大部分は丸干鯨や開鯨等に製造せられたから(1の176頁)、その乾燥設備たる納屋場*或は生鯨の一時的貯藏所たる〔なつぼ]**又は假小屋、船具等の材料として早切、丸太、柱等の需要は蓋し莫大な數量に達したものであると思はれるのであるが、當時ヒバは海岸近くまで繁茂してゐたし、又その材の耐久性に就いても既に住民の間には知られてゐた。(4の360頁) 一方當時に於ける森林用益は住民の自由に委せられてゐたから、前記用材の大量伐採はヒバ殊にその幼壯樹に向つて集中せられたであらうことは想像に難からぬところである。

新しくヒバは、移出用として山師に依つて大量の伐採が行はれてゐた上更に、家作用、或は漁業用等として多數の住民に依つて多量に而も無償伐採が行はれてゐたのであるから、ヒバが重要な財源であり、且財政に窮してゐた藩が、之等住民の行ふ伐採を徒に拱手傍觀する筈の

* 納屋場とは海邊に杭を建て早切とて竿の如きものを其の上に横に渡し、之を懸掛けて干す所を云ふ。

**〔なつぼ〕とは柱生本を建て周圍を葎の如きもので圍ひ、此の中え取上げた鯨を一時貯える所である。

なかつた事は極めて當然と稱すべきであらう。

以上に依つてヒバが禁伐となつた事情は明らかにせられた事と思うが、尙ヒバの代用として雑木の利用を勸奨した事情、並びに家作材の「ユルシ伐」は法度に申付けられたにかかはらず漁業材に對してはヒバ以外は何等そのことがなかつたのみか、却つて雑木の利用を勸奨した事情等に就いては未だ明らかにされてはいない、依つて更に之等に就いても究明を試みる必要があらう。

先づ前者に就いて云えば元祿の禁令の結果は、漁民は其の必要とする漁業用材を従來の如くヒバの伐採に依つて入手することは不可能となる譯であるが、前記に依つても明らかな如く、鯨漁は當時の殆ど全住民が従事したところのものであつたばかりでなく「獵(漁)を得れば翌年までの渡世是にて濟也。」(4の43頁)とある如く、漁獲さえあれば翌年までは安樂に暮して行けたのであり、又「松前蝦夷地産物いたく多しと雖も(略)金高の多きは鯨漁にしくはなし」(4の349頁)とあることに依つても明らかな如く、鯨はは全住民のみならず、藩に取つても重要な財源であつたのであるから、従つて爲政者としての立場からも、又藩自身の經濟の上からも、鯨漁に對してはその保護助成をこそ必要とすれ、之に障礙を及ぼすが如き政策の嚴に戒むべきは勿論である。

然るに前述の如く鯨漁には従來多量のヒバ材が使用せられてゐたから、藩のヒバ禁伐令は、之等必需物資の入手の途を斷つこととなり、漁業の保護助長とは凡そ反對の結果をもたらすに至るのである。

又たとえヒバの伐採は禁じたところで、現に鯨漁が行はれ、又行はねばならぬ状態にあることが明らかな以上、之等必要資材の入手は手段を選ばず強行するであらうことも考慮し得られるから、此の禁令のみに依つて果して藩の希望するが如くヒバの保持が實現し得るか否やにも疑問なき能はぬ所と稱すべく、さりとして之を従來のまま放任し得ないことも前記に依つて明らかなところなのである。

故に此の矛盾の解決、即ちヒバの保持を策しつつ鯨漁も圓滑に遂行せしめんが爲には、結局ヒバに代るべき他の資材を興える以外途がなかつたのである。

一方雑木(この場合ヒバ以外の針闊葉樹を意味する)の中には優にヒバの代用たらしめ得るものがあつたにもかかはらず、當時は餘り顧みられなかつたものの如くで、その價格の如きも文化3年(1805)頃ですら「松、椴之儀は値段下値に相捌申候故、檜、松、椴取合千石目に付小判三十五匁宛」(28の55頁)とある程だからまして元祿初期に於ける雑木の價格等は殆ど、問題にもならなかつたことと思はれるのである。

従つて雑木の伐採はヒバと異り藩に取つては別段痛痒も感ぜぬところであつたらうから、これがヒバの代用として利用されるならば、藩・民双方に取り誠に都合な譯なのである。

最後に自家用建築材に対する無償採取を禁止した事情に就いてであるが、鯨漁に對しては漁家一戸につき西在郷では干鯨 14 丸 (1 丸は鯨 300 尾)、東在郷では其の半の鯨役が課されていたから、之に必要な木材の無償採取が許されたものと思はれるが、家作に對しては從來何等の課役もなかつたのであつて、藩財政窮乏の折でもあり又ヒバ林保持の必要上等から、家作材の「ユルシ伐」を法度にしたものと思はれるのである。

5. 禁制の強化

元祿の禁制は其の後 80 年間格別變化は見られなかつた。然るに安永年間(1772-1781)に至つて木材に對する課税の範圍は擴張せられ、且禁伐樹種の數も從來の 1 種から 7 種に増加された。依つて此の間の事情を明らかならしめる爲、先づ右に關する藩令を見、然る後其の各、につき考察を進めることとする。

收納之定 (安永年間江差御條目節錄)

諸材木付より

一 拾分一(杣取材木の 1 割を以て税とす)

家木、繩造船材木*、梶其外船具惣て御用材木杣取役、尤檜、松、檜、梅、

桂、朴、黄蘗木は江差山師並運上山之外不相成事。(14 の 51 頁)

i. 木材役の擴張

松前藩では從來家作用材の採取は無税とされてゐたが、元祿 2 年(1689)の藩令で此の條目は廢止され、以後之等の無税採取は許されざるに至つたことは、前記に依つて知られるところであるが、之に對する税額に就いては明らかではなかつた。併し乍ら享保 2 年(1717)の松前蝦夷記には、材木役としては 5 寸角、長さ 1 丈の角材が 1 本と之と同大の丸太 5 本が、各戸一率に收納されてゐた旨の記事があるから、これよりすれば、元祿當時に於ける材木役も右に變りなかつたものと思はれる。

然るに安永年間(1772-1781)に至つては先にも見られる如く、家材に對しては杣取材の 1 割に相當する役が課されることとなつたばかりではなく、從來無税であつた船材、船具材等に對して迄家材と同率に課税されるに至つたのであるから、之は明らかに材木役の擴充強化を意味

* 繩造船は一名繩綴船とも稱され、丸木船を臺とし之に側板を、釘を用いず木皮繩を以て綴付けたもので蝦夷地との交通に主として用いられた。

するものであつて、其の根本をなしたものは固より藩の財政的事情であつたと見られるのである。依つて茲に其の實状を述べ、其の然る所以を明らかならしめることとする。

元祿の時に於ける藩の財政難に就いては既に見たところであるが、これも享保の中期に至つては、節約令や藩主(邦廣)自らの節儉により、或は産業の發達等に依つて、財政は著しく改善せられ、藩庫も漸く餘裕を生ずるに至つた。(1の205頁)

然るに明和年間に及んでは節約令も弛緩して奢侈の風は次第に増長し、風紀の頹廢、財政の窮迫に伴ひ稅政百出の有様となつた。(1の238頁) 即ち明和6年(1769)飛騨屋久兵衛の蝦夷檜山請負を藩の一方的措置に依つて中止したが、この時藩は從來久兵衛より負つていた巨額の負債を償却することが出來ず、厚岸外三場所を20箇年期で引渡したが如き、(1の248頁) 又江戸の商人林屋宗九郎からの多額の立替金を契約通返濟し得ず公訴せられ天明元年内濟にして、石狩秋味場所を20箇年期で引渡したが如き、何れも前記の事實を物語るものであるが、(1の248頁) 更に藩財政窮乏の事實は當時城下の町人に種々の名目で巨額の献金をなさしめた事に依つても之を知り得るのであつて、安永4年から寛政9年(1775-1797)に至る22年間に、御用金、御借上金、御才覺金、御冥加割金等の名目で町人に献納せしめた金額は、宮川家に對するもののみでも341兩、上納米84俵に達したのであつて、之等上納金に付いて、宮川家文書には其の末尾に次の如く述べてある。

「右之通上納仕候得共、何之御沙汰御座無候。此度御退國遊ばされ候に付、上切りに相成申すべく候間、左様相心得申すべく候。右之通記置候得共、上納前後之有るべく分り難く此如く記置候。」(1の250頁)

以上の文言に依つても察せられる如く、其の名目は何であつたにせよ、之等金額は所詮返濟せられる見込のあるものではなかつたのは明らかである。

藩財政窮迫の模様は以上の如くであるが、一方木材に對する貢租關係を見るに、前記でも知られる如く極めて低廉であつたのみならず、課稅の對象も家作材のみに止まり、他の造船、船具材等の採取に對しては何等の課稅も行はれてはゐなかつたのであるから、斯かる財政事情の下では之等に對し、稅の増加、擴張が見られるのも蓋し當然の趨勢と稱し得べく、従つて材木役擴張の主因を藩の財政事情に歸せしめても此の場合敢て誤りではなからうと思ふのである。

ii. 禁伐樹種の増加

良材の豊富を誇つた江差の檜山も、元祿の山火事や、相次ぐ濫伐等に因つて、享保の頃には既に衰乏を來たしていたことは前記の如くであるが、安永年間に至り其の度合は一層顯著となつた。このことは當時家老の職にあつた松前廣長も「此樹(ヒバを指す)昔は多かりき延寶六

年始て西部退砂拂(あつさぶ)檜山を伐開きたるより元禄八年檜山過半焼亡せしか、近こるある所まれなり」(4の235頁)と云つている。

ヒバの缺乏に伴つて林業に登場したのは蝦夷檜と雑木であつた。蝦夷檜に就いては前に述べたところであるが、雑木が商品として取引される様になつたのも、かなり以前のようで、福山秘府に依れば、寶永7年(1704)山師内海理左衛門なる者が知内山雑木運上を不納にしたので、宿方厚谷六左衛門政國、雑木山奉行新田主計辰朝の二人が寄合竝を省かれ逼塞を命ぜられたとあるから(14の246頁)當時既に雑木も亦他國に移出されてゐたことが知られ、又雑木山奉行等の役目のあつた事から、其の伐採量も多額に上つてゐたものと思はれる。この知内山の雑木は何樹種であつたかは明らかではないが、ヒバでなかつたことだけは確かであると云い得る。

斯の如く山師の伐採が雑木にまで擴大し、之からも運上金を收納し得た反面、其の減少も亦著しいものがあつたに相違なかつたのであるから、雑木をも藩の恒久的な財源たらしめんが爲には、彼の元禄の時に於てヒバに對して行つた如き伐採制限をなし、以て之が減少の防止に努める要があつたのは極めて明白な事實と稱すべきである。而も其の當時禁止せられてゐたのはヒバのみで、他の樹種は未だ人民の自由採取に委せられてゐたのであつた。

斯くて安永年間に至り、ヒバの外ゴヨウマツ、トドマツ、セン、カツラ、ホホ、シコロの6種は、江差山師竝びに運上山の外其の伐採はもはや許されぬこととなつたのは前記の通りである。

併し乍ら斯かる制限も、恐らくは和人地に對してのみ行はれたのであつて、蝦夷地に對しては之とは又別な方法が採用せられたものと思はれる。即ち明和9年(1772)藩から檜山奉行に宛てた通達に依れば「蝦夷地運上にて引請之もの其場所に於て辨財船材木杣取竝作り候儀、今辰年(明和9年)より申付候。自他人に限らず蝦夷地東西遠近之差別無く、木は檜の外何木にても勝手次第に候。尤も定之通禮金差出さしむ可事。」(14の50頁)とあるから、蝦夷地に於ては運上金を納めて事業を請負つた者は所要の造船材の杣取は許されたし、其の他の者でも一定の禮金を納めさえすれば、其の國籍如何を問はず何人でもヒバ以外の樹種ならば何處からでも勝手次第に採取が出来たのであつて、藩は和人地に對してこそ嚴しい伐採の統制を行つたが、蝦夷地に於ける森林に就いては廣く一般に之を開放して、専ら其の開發と収入の増加に努めたのであつた。而して藩は山師に對してのみは何等の制限をも加えることなく、殊にヒバに就いては何人に對しても之が伐採を許さなかつたにかかはらず、山師に對してのみは特に之を認め、其の伐採を彼等に獨占せしめたのは、固よりヒバの缺乏が著しかつたことにも因るものと思はれるが、それよりはむしろヒバが領内に於ける重要移出品であつたと同時に、藩庫の主要な財源

でもあつたからで、出来得る限り領内の消費を減じて之を移出に振向けんとした一方、山師の目標はヒバにあつたので、其の減少を防止し、以て彼等の事業を保護せんが爲であつたと考えられるのである。

6. ヒバ材の消費制限及び禁止

ヒバの一般民に依る伐採は既に元禄年間からの禁制であり、又安永年間に至つては更に禁止木の範圍が擴張せられたことは既に見たところであるが、之が更にヒバの消費制限禁止にまで發展して行つた。即ち安永5年(1777)の江差御條目に依れば鯡用早切、桁、柱等に至るまでヒバを用ひることが禁ぜられ、且之等用材に對しては嚴重な検査制度が實施せられた。又家屋の建築或は造船等にヒバ材を使用する場合にも材の賣主、買主の双方から、材種、寸法、數量等を書上げた書類を番所まで提出せねばならず、其の上ヒバから製造した桁、木舞等に至るまで同様の手續きが必要とされた。他方家屋、船舶等の建造現場には藩吏を巡回せしめて検査をなし、萬一無届のヒバ材を使用してゐることが發見された場合には嚴罰に處されることになつた。依つて更に之等の實情を詳かにし、其の由來を明らかならしめることとする。

i. ヒバの消費禁止

ヒバの消費禁止は既に元禄の頃から其のきざしは見られたが、當時に於ては未だヒバの伐採禁止に其の重點が置かれ、従つて之が消費の禁止に關しては明確な規定を缺いてゐた。然るに安永5年(1774)には「鯡早切、同桁、鯡柱此以後檜堅停止之事。」(14の51頁)として、鯡用に、ヒバ早切、桁、柱等の使用を禁止する旨明確に規定され、漁民は全くヒバ材使用の途を斷たれるに至つた。

ii. 雜木の伐採届

ヒバの伐採を禁ずると共に其の代りとして雜木の伐採を許したことは、元禄當時に於ても見られたところではあるが、其の當時に在つては雜木は附近の山々から自由に採取せしめられてゐたのであつて、右に付いては何等の條件をも附されなかつた。然るに安永に至つては「尤檜其外雜木相用申可候。」(同上)とはあつたが、其の後に「山取之儀は、江差近邊之外、何處にても勝手次第申付可間、其數書付を以番所に願達可事。」(同上)として、雜木の伐採は許されることにはなつてゐたが、伐採區域から江差附近は除外されて居り、且其の伐採に當つても數量を書上げて番所へ願出で、一々許可を得ねばならぬこととなつた。

而して之等は明らかに當時は雜木にも既に缺乏を來し、殊に江差附近にそれが甚だしかつたことを物語るものと云うべきである。

iii. 漁業用材の検査

ヒバの消費禁止に伴ひ之が違反防止の爲取締方法の講ぜらるべきは當然で、このことは元禄年間にも行はれたことは既に述べたところである。併して元禄の方法は、單に高間帳と對照して若し當年伐採したヒバ早切を使用してゐる者を發見した場合には「屹度とがめ、向後左様に仕らざる様申付可候。」云うが如き體のもので、取締としては極めて寛大な方法と稱すべきものであつた。

然るに安永年間に至つては「是迄持來候檜早切同桁柱は、石崎村より熊石村迄、當年より來春迄相改め、極印を入、何之年改と書付、年々鮮納屋場揚之節相改申可候。萬一無判早切桁柱見當候ば、其旨申達可き事。」(同上)とある如く、先づ鯨用材の一齊検査を施行し、之に夫々極印及び検査年度を入れ置き、毎年漁場の切揚げ期には之等の材を一々検査し、萬一無極印材を發見した場合にも、元禄の時に於けるが如く、單に將來を戒め置く程度に止めず、藩に申達して其の處分に俟つと云ふが如き頗る入念な取締が行はれた。而して斯くの如く取締が嚴重を極めた所以のものは、云ふ迄も無くヒバの缺乏に基づくものであつて、之等の缺乏に伴ひ愈々その重要性を感じるに至つたものと思はれる。

iv. ヒバ材の販賣消費に對する監督

松前藩のヒバに對する干涉は前記に止まらず、安永5年藩が江差奉行*に對して「家作造船共に檜相用候は賣主買主より何寸何間角何十本書付を以番所え相斷申可事。竝証、木舞、マイハタ共に同様相斷申可事。」(28の51頁)と命じ、ヒバ材の賣買を届出制として一層その干涉を強化した。

併し乍らこの届出制そのものは固より一種の干涉と見られぬこともないではないが、それが單なる賣買數量の届出であるに止まる限り、之のみを以て直ちにヒバ材賣買に關する干涉なりとするのは必ずしも妥當ではないのであつて、少くとも之がその需給上にまで影響のあつたことが明らかにされない以上干涉が行はれたとなし得ぬのは勿論である。

然らばこの届出制に依つてヒバの需給上に果して如何なる影響がもたらされたかと云ふに、遺憾乍ら之を語るべき史料を缺いてゐるのである。

併し乍ら藩が斯かる届出を徴する以上、其處に何等かの目的が存在しなければならぬ筈で

* 江差奉行は檜山奉行に同じである。元來檜山奉行は檜山の管理並びに江差附近の民政を掌る爲に設けられたものであるが、後に檜山が衰えたので、民政の方が重要となり、明和9年檜山奉行の名を改めて町奉行若くは江差奉行と稱えようとの議も起つたが、遂に其の實現を見るに至らなかつたものの如くである。併し乍ら斯かる名稱で呼ばれたことも絶無ではなかつたのであつて、これなども其の一例と見られるのである。尙藩政末期には木山奉行と稱されたこともあつた。(14の193頁及び32の150頁)

あり、従つて更に之が目的の探究を試みる必要もある譯である。

思ふに當時は藩の財政が極度に窮迫を告げてゐた時であり、それが爲林税の増強や蝦夷地森林の開放等を行つてまで収入の増加に腐心してゐた時であつたから、この届出もそれ等に関係を持つものではなかつたかと思はれるのである。

即ち當時に於ける林税関係を見るに、伐木に對しては運上金、御禮金等があり、又製品の販賣に對しては所謂材木賣上口錢(販賣高の2分)なるものがあり、枳等に對しても賣上口錢があつた*。

而して前者に就いては其の材積或は年限又は出材時の検査等に依つて、事前に或は検査の際適確に之を收納し得たが、後者に至つては其の販賣高に應じて事後に收納するものであるから**、勢ひ賣主の申告に俟つの外はないのであり、茲に當然販賣高届の必要も起つて來る道理である。果して然らば買主よりする届出は不必要な譯であるが、併し乍ら賣主必ずしも正常な數量の届出をなしてゐるとは限らないのであるから、之を確めんとするならば、買主の届出も必ずしも不必要とはならぬ筈であつて、むしろこれに依つて一應脱税の防止は可能となる理である。

然らば従來斯かる制度が見られなかつたにかかはらず、此時に至つて何故之を必要としたかの疑問も生ずるのであるが、従來は財政的にも比較的餘裕があり、又蝦夷地森林の一般に對する開放等の事もなく、従つて伐木者も少なかつたので、恐らく其の必要が認められなかつたものと思はれるのであるが、此時に至つては前記の如く、財政は極度に窮乏を告げ、多少にかかはらず增收を必要としたのであるから、林税を洩れなく收納する上からも、他面蝦夷地森林を開放したとは云ひ、ヒバは尙一般人に對して禁ずるところであつたから、之等を取締る上からもこの届出を必要とする事情に在つたのである。

併し乍ら賣主、買主の両者が共謀して脱税を圖る場合も當然豫想し得られるところなのであるから、之等に對しても何等かの措置が講ぜられて然るべき筈であるが、果してそのことがあつたかの問に對しては次の藩令を以て回答し得るのである。即ち「猶又日々町々下役之者相廻、作事致居候家々船々吟味致可候。萬一斷り無く檜相用候者有之に於ては曲事と爲す可き事。」

(28の51頁)。

* 枳の賣上口錢に就いては文化3年の枳挽袖入願の中に「材木袖取仕候伐跡伐株を以、枳挽袖入仰付られ下し置かれ度奉願上候。枳出來次第御改申請、出高より二割宛之御役、並賣拂候節御口錢上納仕度奉存候。」(28の55頁)とある。

** 文化3年南部大畑の山師田村屋重治の厚澤部目名山に對する伐木願中に「出材木之儀御當地に於賣捌候節は、時々之値段にて御口錢上納仕度奉存候。」とある。

右は藩が江差奉行に對しヒバの賣買届を徴すべきことを命じた前記藩令に續く文言で、茲に説明する迄も無く、其の配下をして無届ヒバ材使用者の摘發に當らしむべきことを下命したものに外ならないのであつて、之に依つて藩も脱税者のあることを豫想し、之に對しても萬全の策を講じていたことが明らかとなつたのである。

以上述べたところに若しも誤りがないとするならば、この届出制度の眞の目的はヒバ材の消費統制にあつたとするよりはむしろ林税徴收の確保或は盜伐の取締にあつたと稱し得べきであらう

7. 運材に對する干涉

河川の荒廢を防止する爲の禁伐は我國中古に於て既に行はれたところである(18の20頁)が、松前藩に於けるものは之とは其の趣を異にし、河川の荒廢防止の爲に流送に對して或種の禁止を行つた。

即ち延寶6年江差に立てた制札中には次の如き條目が見られるのである。「材木川流の時分のノリキ、ヤライ引申間敷候。夏冬ともに川荒申間敷事。」

茲にノリキとは流送材留の固定したものであり、又ヤライ引とは矢來を作つて流木を堰き止め、満水を俟つて材を一時に放流する所謂放流堰に依る流送を意味したものであると思はれるが、その何れもが河川の損傷を來すことは云う迄もない。併し乍ら當時に於ける運材法としては、恐らく之に依る以外他に方法はなかつたのであるから、此の禁令もその勵行を見ずに終つたものの如くである。藩もその禁令反覆主義なるにも似ず、この禁令のみは繰返すことをしなかつたところを見ると、其の禁止が實狀に即しないものであることを知つて、あくまでも之を強行するが如きことをしなかつたのであらう。

8. 森林造成策

松前藩は伐木の開始と同時に森林の造成を考慮していた。併し乍らそれは人工造林に依つて新林を仕立てんとするが如き積極的なものではなく、單にヒバの小木を禁伐することに依つて、主としてヒバ林の減少を防止せんとする消極的なものに過ぎなかつた。

此等の事は延寶6年(1678)江差及び厚佐部蝦夷村に立てた制札に依つて、又元祿4年(1691)に檜山番所に達した藩令にも「惣テ檜小木一切伐申間敷候。」とあり、更に又ヒバ早切材等の禁伐がしばしば命令されたことに依つても知られるところである。

然らば藩は人工造林に依る森林造成を全然考へなかつたかと云うに、延享丑2年(1745)3月10日、山師飛驒屋久兵衛代人同姓久四郎並びに宿方工藤忠太郎が連名で北村目名檜葉山伐採

を出願した際の「乍恐以書付奉願候御山之事」なる文書中に「一、生木立薄、檜葉空地之處には、小檜葉植付、可仕候。檜葉生立不申様成濕地には杉苗調下、御年賦之内、年々植付可仕候。勿論御山御大切に相守、無用之木は雜木たりとも随分損不申様相勞、御山大切に相勤可申候。」(28の48頁)なる條項のあるところを見ると、藩は木材伐採の許可條件として、前記の如き造林を考慮していたのではないかとも思はれる節がないでもないのである。

併し乍ら前記願書の全文を審査するに、右は山師の一方的願出であつて、藩の條件の如きものの加味された形跡はなく、且これ以外の伐採願にも前記の如き條項のないところを見ると、藩もそこまでは考慮していなかつたものの如く、一方願書に見られる「檜葉生立不申様成濕地には杉苗調下」なる考え方は、幕領飛驒國高山地方に行はれて居り、(33の124頁)當時飛驒屋久兵衛は其の姓の示す如く、飛驒國出身である所から、これはむしろ願人の考へに出たものであつたと見られるのである。

只この伐木の年期は5箇年であつたから、若しその云うが如き植栽が年々行はれていたら、現在でも多少は其の遺物が見られるであらうに、未だそれらしいものの聞かぬは遺憾な事である。

松前藩が一般民に對して造林を奨励したか否やに就いては明らかではないが、元祿2年の藩令に「實植(ヒバの人工植栽のものを意味する)にても龐末に仕間敷候。」とあるところを見れば當時ヒバの植栽が行はれていた事は考えられるところであり、又松前志にも「杉」の條に「此樹深山にあることなし。福山近里黄土の地の影多き所に茂生す。黒土の小沙まじりなるは不宜。他國の産にくらぶれば木理あらうして、木肌つややかならず、寒氣はげしき故なり。」とあるところを見ると、杉も天明年間(松前志は天明元年脱稿)には既に利用し得る大きさのものが福山附近に見られる程古くから造林せられてゐたことが明らかである。

9. 林 税

松前藩に於ける林税と見られるものに、運上金、冥加金、御禮金、材木口錢、役等の種類があつた。

運上金には材木運上があり、これは山師の伐木に對し年期を定めて定額を上納せしめるもので、檜山運上、蝦夷檜山運上の如き即ち之である。之等運上金は樹種に依り、箇所又は伐木年限に依つて差のあつたことは勿論である。又陪山山師は伐採に對してはヒバ、雜木共千石に付金拾兩であつたことは前記の通りである。

御禮金は小規模或は臨時的な伐木に對して收納するもので、前掲明和9年の藩令に之を見

ることが出来る。而してこれは又運上金に對する附加税の如き意味の場合もあつた。(28の48頁)

冥加金は、瀧本博士に依れば、下より何程納めると云つて願出るもの(10の161頁)とあるが、松前藩では過伐分に對する追徴金の如きものをも冥加金と稱したことは、村田屋重治の伐木願書中に「若過木等伐出候ハバ土場着之節逐一御改申請過木之分右割合御冥加金上納仕度」(28の55頁)云々の文に依つて知られる、

木材賣立口金は其の字句の示す如く材の販賣高に課されたもので、その率は賣上高に對し百分の2であつた。(28の56頁) 之は極其の他の製品にも課されたことは前にも述べたところである。尙移入材に對しては沖の口口錢なる課税があつて材木口錢よりは高率の、材木板類は4分、南部割木は3分の税を課したが、之は他國材の移入を抑制するが如き意味のものではなかつたと思はれる。(1の223頁)

役には薪役、材木役、椎役、檢尺役、其の他の諸役があつた。次に之等の沿革、内容等に就いて少しく述べることとする。

薪 役

薪役が何時の頃から起つたかは明らかではないが、松前蝦夷記に「一、薪、雜木長二尺七八寸巾七尺高五尺東西在郷家大小不限一軒より收納申よし、」とあるのを見れば享保2年(1717)ころには各戸から上記の數量が收納されてゐたことが知られる。又松前年々記に據れば、享保5年には薪役の増徴案が出たが、それは次の如きものであつた。

「一、薪役之事 前々より百姓共少々納申候得共、右之外斷をも不仕、他國者と當地之百姓申合、在々に而心儘に薪切商賣に仕候而山を伐荒申候間、向後十五歩一之役可申付哉之事。」(1の209頁) 右に依ればこの頃に至つては薪を以て商業を營む者も生じ、森林の荒廢は漸く顯著となつた。併し乍ら之に對しては未だ制限を加へんとするが如きことをなさず、單に増税に依つて収入の増加をはからんとしたに過ぎなかつた。これは薪が用材の如く他國に移出されることが少く藩の財源としそれ程重要でなかつたことに依るものと思はれるが、之に對應する、松前福山諸掟所收龜田奉行宛の藩令には「一、川流薪之儀、内拾五分一役にて百姓並給所入込、川流を改候て、見分之上、拾五分一之役可申付候。但、半川流いたし置、馬にて通候者有之候は、是等は貳拾分一之役可申付候事。」(1の210頁)とある。従つて、前記案に對しては、この通り實施されたものと思はれる。

材 木 役

この起源も明らかではないが、元祿2年藩令には「今迄家作=遣候材木役ユルッ伐候へ共、此度條目ヲ除、向後法度=申付」(14の194頁)云々とあり、又前松前記蝦夷記には、「一、西、東

在郷より」「材木五寸角長一丈サキト云、雜木無構壹本、丸太同斷在家大小＝不限一軒ヨリ角竝丸太共＝六本ツツ收納依之常々不事入用不申付候由」とあるところを見れば、之は元禄2年(1689)以後の創設に係るものと思はれる。而も藩用の爲には之以外に材木の課役はなかつた如くである。

丸太夫錢役

これは鯨取家一戸につき丸太錢百文夫錢六拾文宛徴したもので、夫錢は以前は御堀御入用木として漁家一軒より丸太一本づつ、現物收納したものであるが、明和9年から代納としたものであり、役事を勤める者は免除された。(34)

締木役

これも漁民に課した役で、漁船の種類に依つて收納高を異にした。即ち、圖合船、乗替船を以て出漁する者には締木貳メ、三半船は壹メ、保津船は壹メ、保津船三艘を用ふる場合は貳メ、異種の船數艘を以て出漁する者に對しては船毎に取立て、又役事を勤める者は免除されたことは前と同様である。(34)

椎 役

椎役は寶永3年(1706)椎茸を献上品とした時から始まつたものと思はれる。即ち福山秘府卷之十六に「寶永三丙戌年三月六日蠣崎藏人記」として「一當年ヨリ椎茸、針身欠。御本丸、西ノ御丸へ献上被成候由、依之念ヲ入レ候様＝委細御書付ヲ以テ被仰付候故、則勘定所へ御書付ノ寫、蠣崎傳右衛門方へ相渡」とある。

この椎茸役納入には、庶民も相當困難を感じた如くで、北蝦夷記(寛政11年—文政4年)には次の如き記事が見られる。「既に在方より献上椎竹(茸)と唱へ私領の仕來を以て納來る事あり。是は村方の役にして年々納る也。員數は村方の定あり、東西村々合せて數六千餘の高に成り、しかる處椎茸は春三月頃より山中に生じ其時節は鮭漁最中故、百姓ども取獲乾事あたはず。賣に來るを買上て納る事也。賣人も夫を知つて價至つて高價なり。村方にては如何程高價にても調べ納めずして濟ざる事故、是非なく是を調る也。前年生椎茸一つに付、價百五十銅、貳百銅、或ひは參百銅にて調べ納めしと云。是を干立て御役所へ納る事也。其間蟲喰ひ痛み等有りては納にならず其掛りにて是を省く。たとへば一ヶ村にて數百の納高の處、余慶(計)を百も用意なくては間に合はず。無據倍して調る故、多くの入用にて皆村入用に掛り、難澁の趣」とあり、之に依ると椎役は村に課された役であつて、之が納入には其の發生時期が鯨漁期と競合する爲之が調達には村民もかなり苦心したことが窺はれるのである。

石 役 (間尺役)

是は移出材に對して課されたもので、福山秘府に據れば元祿の頃には次の如くであつた。

一 百石 = 付金七匁	● 北國船
一 百石 = 付金七匁	間瀬船
一 二百石ヨリ上ハ百石 = 付金六匁	羽ヶ瀬船
一 二百石以下ハ百石 = 付四匁五分	羽ヶ瀬船
一 百石 = 付金六匁宛	木附船 貳成船
一 百石 = 付金四匁五分	弁材船

拾分一役

播木拾丁 = 付壹丁宛 (14の195頁)

尙他國船の積材に對しては拾分の一役、他國の者の材を自國船で輸送する場合は石役であつた。又陪山山師の移出材に對しては百石に付山砂金四匁五分宛、鯨類を積んだ船の内でヒバの六半寸甫同角類を積込んだものを矢倉積と唱え之に對しては所定價格の十分一役を、又松前で新造した船で始めて木材を移出する場合には間尺役を半減し、江差人所有の船で移出する際は規定の間尺の内帆桁一丈に付山砂金一匁五分宛免除した旨の記事が文化の頃の文書に見えてゐる。

以上に依つて松前藩が木材の移出税を徴するに當つては船種、船藉に依つて其の額を異にし、又領民の移出に對しては特に保護政策を採用したこと等が窺はれる。

桎 役

これは桎職人に課した役で一人に付金貳匁。(14の195頁)

柚 役

柚役は夏柚は金壹匁夏冬通じて金貳匁であつたが其後陪山山師の柚役は山砂金三匁三分となつた。(14の195頁)

厚佐部川留役

人夫一人 = 付金六分 (14の196頁)

合 船 役

之は造船に對して賦課したもので、百石に付金壹匁を收納した。(14の195頁)

柚役は使役する山師から徴收したが、山師の中でも山先役を勤めてゐる者に對しては十分の柚役を免除した。尙砂金と金貨との比率に就いては、松前には元來餘り貨幣が無かつたと思はれるが元和以來數十年間、砂金が夥しく産したので、砂金を以て貨幣に充て、砂金七匁二分を以て慶長小判壹兩に、砂金一匁八分を以て金壹分(壹兩の四分の一)に換えた。後砂金は次第に減少して其の通用を廢し、全く普通の貨幣を用ふる様になつたが、砂金使用の名目は尙永

く保存せられ、何匁何分と呼んで、或部分に用ひられた。普通の貨幣には、主として金が用ひられ、次いで金貨が用ひられ、銀貨は通用しなかつたと云はれて元る。(1の232頁)

金と錢との率は、松前蝦夷記には砂金壹匁を長錢百二十文と記している。即ち金壹兩(砂金七匁二分)に長錢三貫二十四文の相場であつた。尋で北海隨筆(元文4年著)には、砂金一匁を錢六百として居る。即ち金壹兩に錢四貫三百二十文の相場であつた。此の砂金壹匁を錢六百文、金壹兩を錢四貫三百貳拾文とする相場は、其の後一定して沖口收税中の砂金名目のもの等に用いられ、變更されなかつた。(1の232頁)

10. 木材價格の統制

松前藩が森林に對して各種の統制を行つたことは、既に述べたところではあるが、更にその産物である木材の價格に對しても統制を行つた。之は藩が領民に對して安價な木材を供給する爲特に陪山山師を定めて彼等に對し特に別保護した點から見て當然の措置と稱すべきであらう。次に福山秘府から、元祿當時に於ける木材價格を見ることとする。

角物直段

貳間角類直付

一 六寸	但金壹分 = 付	八本替
一 八寸	但金壹分 = 付	五本替
一 九寸	壹本 = 付	金三分三厘貳毛替
一 壹尺	壹本 = 付	金四分壹厘替
一 壹尺一寸	壹本 = 付	金四分九厘壹毛替
一 壹尺二寸	壹本 = 付	金六分五毛替
一 壹尺三寸	壹本 = 付	金七分五厘替
一 壹尺四寸	壹本 = 付	金八分六厘二毛替

帆柱直付

一 拾四尋	七兩	一 拾三尋四尺	五兩貳分
一 拾五尋	拾兩貳分	一 拾五尋三尺	拾四兩
一 拾六尋	拾六兩貳分	一 拾六尋三尺	拾七兩貳分
一 拾七尋	拾九兩壹分	一 拾七尋三尺	貳拾參兩
一 拾八尋	貳拾五兩		

右柱、上 = 付此直段 = 御座候中下ノ柱ハ代高下 = 御座候。以上。

三間角類直付

一 八寸	但金壹分 = 付	壹本三分替
一 九寸	壹本 = 付	金壹匁三分替
一 壹尺	壹本 = 付	金壹匁五分替
一 壹尺一寸	壹本 = 付	金壹匁七分替
一 壹尺二寸	壹本 = 付	金貳匁壹分替
一 壹尺三寸	壹本 = 付	金貳匁五分替
一 壹尺四寸	壹本 = 付	金參匁五分替
一 壹尺五寸	壹本 = 付	金四匁八分替
一 壹尺六寸	壹本 = 付	金五匁六分替

五間角直付

一 八寸	壹本 = 付	金壹匁三分替
一 九寸	壹本 = 付	金壹匁六分五厘替
一 壹尺	壹本 = 付	金貳匁替
一 壹尺一寸	壹本 = 付	金貳匁二分替
一 壹尺二寸	壹本 = 付	金三匁替
一 壹尺三寸	壹本 = 付	金三匁九分替
一 壹尺四寸	壹本 = 付	金五匁二分替
一 壹尺五寸	壹本 = 付	金六匁二分替
一 壹尺六寸	壹本 = 付	金七匁壹分替

山本久兵衛

一 此上下兩通書付，檜山番所 = テ吟味之上，従先規如斯相定由 = 候。

此上下兩通之直段付，散々邪成儀 = テ，役 = 立不申候。(14 の 198-199 頁)

上の文書は檜山奉行が，木材價格統制の必要を認め，その資料として，木材商に提出させたものと思はれるが，檜山番所では之が検討の後，前記の通り定めたこと，並びにこの價格は種々の不正の爲に失敗に終つたことは末尾に記載されている文言に依つて窺はれる。

11. 森林に関する被害防止策

松前藩には，森林の公安上，經濟上の目的達成する上に於ける障礙を豫防，除去する所謂森林警察的の制度も存在した。茲にその主要なるものを列挙すれば次の如くである。

i. 山火の取締

山火の防止に就いては、古くから意を用ひたことは延寶6年の江差の制札中に「野火付申間敷事」の一條が見られ、又元祿年間に至つては、毎年2月から5月下旬迄江差と福山の二箇所には鯨漁に關する禁制の末尾に「一野火ツケ申間敷事」なる一箇條が記載された高札が立てられたことに依つても知られ、其の外留山や鷹場に對する火氣取締に就いては既に述べたところである。次に野火が発生した場合の處置に就いては、元祿2年檜山の役人に宛てた藩令に、「一檜山邊野火付候ハバ早速人數出シ消シ可申候。」とあり、この人足に關しては、泊、田澤(何れも江差附近)兩村肝煎に對しては既に延寶6年に「一用儀ニテ、番所ニテ人足等入候時分無滯ニ可申付候事。」と申渡してある。

ii. 土場の保護

之に就いては次の如き禁制がある。

「一木卷場に家作り申間敷事。」(延寶6年2月7日江差濱の制札)

「一木積場邊ニ火ムサト燒申間敷事。」(延寶6年2月7日厚佐部留場の制札)

之等の目的は要するに土場が狭まることの防止並びに土場材の保護に在つたものと見られる。蓋し當時鯨の漁期には何れも海邊に假家を建てたことは前記の如くであるが、若し濱土場に之等が建てられたのでは土場が狹隘となり、作業等に不便を來す虞れがあつた故前記禁令を見るに至つたものと思はれる。

iii. 入林杣の取締

松前藩は規制として、藩に本籍を持たずに滞在するものをすべて旅人として遇したが、杣の殆どは旅人であつた。旅人は上陸に際し、嚴重な吟味が行はれ、怪しい者、身元引請のない者、生活の方途の立たないものは一切上陸滞在を許さなかつた。又之を許可した者からは入役錢(杣は杣役)を徴し、同時に鑑札を渡して許可の證とした。廻判とは即ちこの鑑札を指したものである。併し乍ら實際は取締が充分に行届かなかつたので竊かに滞在する者もあり、之が取締の爲と、一面にはこの禁令によつて、不良杣の入山を制止し、盜伐其他被害の防止を圖つたものと見られる。尙之に關する延寶6年の江差の制札の條目は次の如くである。「一廻判持參不仕杣雇申間敷事。」「右之旨於相背ハ急度可申付モノ也。」

杣との間に於ける木材賣買の禁止

之に關する江差濱並びに厚佐部留場の兩所に立てた延寶6年の制札は次の如きものであつた。「山師ニ無斷、山子ト相對ニテ、諸材木致賣買申間敷事。」

是は山師の材が杣に横領されるのを防止せんが爲のもので、その目的は主として山師の權

益保護に在つた如くに考へられるのであるが、他面藩は之に依つて脱税の防止をも圖り得る事になるのである。

iv. 極印の使用

極印の使用に關しては元祿4年の藩令に「一百石以上蝦夷船迄材木極印可申付事。」とあり、又文化5年の「松前家より申送書檜山番所取扱手續」には「近頃は柚共伐出高を爲書上候而改相濟、極印入候得共、水中に而無洩極印當り不申候而は、無判之材木に類し候義奉恐入候間、當年より江差え廻着之節、濱表に而竝立、御改申請度旨山師共より願出候に付當辰年より右願之通被仰付候。」とあるところを見ると、無極印の木材は原則として賣買を禁止したものである。又鎌用早切に極印を用いた事は既に述べたところである。

v. 山 廻

盜伐の防止に就いては藩も特に意を用いた如く、元祿2年檜山奉行宛の藩令に「山廻度々申付候テ可然候。尤前々沙汰有之候テハ邪曲知レ間敷候間沙汰ナキ様不意ニ廻シ可申候。」とあり、又同4年の藩令にも「山廻リ毎月入念可申付、竝手判無之柚、山江入間敷候事。」として、森林巡視の勵行に依つて盜伐の防止を圖つた。この場合無鑑札柚を取締つたことは勿論である。又留山の山守に就いては既に述べた通りである。

vi. 流寄材木の紛失防止

漂着材の紛失防止に就いては次の如き藩令を以て取締つた。即ち元祿2年のものを見るに「流寄材木之儀、壹本ニテモ紛失無之様ニ致サセ、早速松前ニ相達、差圖ヲ請以後流木遣方モ急度、可申聞候。萬一主有木ハ猶更入念可申候」とあり、又同4年にも「流寄候材木無斷取候モノ、急度可申付候。」とあり、右に對する藩の關心の程が窺はれるのである。

vii. 流送時の送狀

之は木材を流送する場合、其の數量を吟味する爲檜山番所の吏員の檢分を受け送狀を得せしめる制度で、手判とはその送狀のことである。尙延寶6年厚佐部留場の制札には次の如く記している。「諸材木川ヨリ出シ申時分、番所ヨリ手判請取り、出シ可申候事。」

12. 刑 罰

松前藩の林政には上に見られるが如き、幾多禁令法度は存在したが、その違反者に對する刑罰に就いては頗る具體性を缺いて居り、只木材の盜盜に對して「材木ヌスミ申候者有之ハ過料金(其木倍ニテ返濟可仕事)可申付事。」(延寶6年江差の制札)及び元祿2年の藩令に「法外ノ山師候ハバ、急度繩下ニ致、牢舍可申付候」とある外は單に「曲事可申付候」とか「右之旨於

相背ハ急度可申付者也。」と云うが如き漠然たるものであつた。

思うに之等は其の云うところ一片の告諭に止まつて、刑罰を豫想し得ないものも少くはなかつたであろうし、たとえ之を豫想し得たとしても未だ一定の制がなく、唯犯罪の發生に従つて適宜處分せんとし、又は脅嚇主義に依つて故らに漠然嚴科に處すべしとなした類もあつたことと想像せらるるのであつて、之を彼の仙臺藩、名古屋藩等に於ける森林刑罰に比し著しく明瞭を缺くものであつた。

13. 林 政 機 關

松前藩の林政機關には次の如きものがあつた。

家老 藩主を補佐し、藩政の樞機に當る重職で、林政に関する政令もここから發せられた。人員は概ね3,4名であつた。(1の365頁)

檜山奉行 延寶6年(1678)江差地方の檜山を開いたので其の事を幹するため設置せられたものであるが、後には江差地方の民政、沖口事務並びに藩領内の木材に関する一切の事務を掌理した。(1の367頁)

下代 檜山奉行の補助機關で、市民の中から才幹あるものが採用せられ、其の人員は明らかでないが、天明の頃は2名であつた。(1の367頁)

山守 留山を巡視し、盜伐其他森林危害の防除に當るもので明和9年には山守の人員は4名であつた。(28の51頁)

山先役 この職務は明らかではないが、福山秘府に「山先之者、柚役拾人宛令赦免候事。」(14の196頁)とあるから、之は山師の中から任命せられ、藩の伐木等に関する實務に従事したか或は同業者間の取締に當つたものとも思はれる。尙明和3年(1766)山師伊藤甚五兵衛が江差惣百姓の憎惡を受け、彼等から甚五兵衛の領外追放を命ぜられ度き旨の願出があつたのに對し、藩吏は彼が山先役を勤めた者であるとの理由でその願書の取次ぎ難き旨を申渡したところ、百姓は徒黨を組み彼の家を襲い之を破壊した旨の記事が見られる。(14の238頁)

檜山は檜山奉行の直接管理するところであつたが、明和3年(1766)之を村々の名主に申付けた。之に関する掟は次の如くである。

覺

- 一 今度檜木並諸雜木御山、此末村々名主江御預け被仰候付向後猥相成不申様急度逐一吟味可申事。
- 一 家來等願出有之候節は、其村々名主方より江差番所江申達可得差圖事。

右之赴堅相守可申者也。 明和三年戊十月 (14の50頁)

14. 總 括

松前領内にはヒバ、エゾマツ等の豊富な原始林が存在していたが、人口が未だ稀薄であつたので、藩政中期頃までは森林の用益は自由に委ねられていた。

然るに延寶6年、先づヒバ林が山師に着目せられるところとなり、運上金に依つてその伐採が開始されるや藩は早くも之が統制に着手した。留山制度及びヒバ幼木の禁伐並びに剝皮禁止令等が即ちそれである。

而して藩が斯くも森林の保持に敏感であつた所以は、その經濟的基礎が主として自然物の採取にあつた故、その収益の安固と永續とを圖るが爲には、之等の獨占と資源の存続とを必要としたからである。

然るに元祿の頃に至り、山師の數は頗る増加し、人民の用益も亦漸く著しいものがあり、加うるに藩の財政難等もあつて、從來の政策のみを以てしてはヒバ林の保持は困難なる事態となつた。

茲に於て庶民が從來無税とされていた家作材の採取を禁ずる一方、杣の入林數にも制限を加えて其の監督を嚴にし、又漁業用早切等の爲にヒバを伐採することは之を禁じ、その代りに雜木の使用を奨励した。

斯くの如く庶民の行うヒバの伐採は一切之を禁止したが、藩は運上金を徴して依然山師に留山の伐採を繼續せしめていたのであり、又其の間に於ける山火や盜伐等の被害も少なからざるものがあつたので、ヒバは加速度的な減少を示し、遂には其の伐採を中止するの已むなき状態となつた。併し乍ら他方藩の財政も漸く好轉し、又蝦夷杣の伐採も始められていたので杣山の収入が杜絶しても左程の苦痛も感ぜざるに至つた。

依つて寶曆年間には留山に對する杣入を一切禁止し、且つ其の數も7箇所とし、之等の保護管理を嚴にして専ら林力の恢復に努めた。斯くて從來獨占的、掠奪的であつた留山も其の面目を改めて育成的、備蓄的なものとなつた。然るに斯かる好況も永續はせず、其の明和・安永の頃に及んでは藩の財政は元祿の時にも増して悪化し、留山の伐採は再び繰返され、又雜木の伐採も以前から行はれていたので、此頃には獨りヒバのみならず雜木の缺乏も亦甚だしいものがあるに至つた。

斯くて藩は三度其の政策を強化せざるを得ぬ境地に陥り、そこで先づ其の豊富な蝦夷地の森林を禮金を徴して廣く一般に開放すると共に、庶民に對しては林税を增強して収入の増加を

圖る一方、木材の賣買に對しては届出制を採用して脱税と盜伐の防止に努めた。他方和人地に對しては禁伐樹種の範圍を雜木にまで擴張し、更に漁業用材に對しては嚴重なる検査を實施してヒバ材の濫費と盜伐とを防止し、又先の賣買届に對しては藩吏をして家屋・造船等の工事現場を巡廻せしめ無届材使用の取締に遺憾なきを期した。

而して從來漁業用材としての雜木の伐採は届出の必要がなかつたにかかわらず、此の時に至つては數量を書上げ届出て許可を受くるを要し、而も江差附近に於ける之が伐採を禁止する等其の干涉は頗る複雑多岐に亘つた。

次にエゾマツに就いて之を見るに、其の伐採は元祿末期より始められ、其の規模は量的にも地域的にもヒバの比ではなかつたが、森林が僻地に存在し且蓄積も極めて大であつた爲、藩の林政的關心は比較的稀薄であつた。

而して其の伐採は概ね 1 人の山師に獨占せしめたが、明和 6 年藩は之を山師から取上げて直營伐採を試みた。併し乍ら經驗の乏しさと資金の缺乏、組織の不備等に依つて失敗に歸し、僅か 1 年にして他の山師と交替せざるを得なかつた。

エゾマツに關する藩の政策として之を掲げるならば、それは 1 人の山師に其の伐採を獨占せしめたことと、トドマツ山を總て留山としたことの二點であろう。

併しそれも藩自らの發意に依るものではなく、山師久兵衛が他との競争による材價の低落を防止する爲之を願出た結果と見られるのである。(1 の 183 頁)

以上松前藩に於ける林政とその推移の概要を述べたが、之を要するに藩の林政はヒバが其の中心であり、それはヒバ林の開放従つて其の商品化と共に發足し、其の利用の増大従つてヒバの減少につれて干涉は強化せられ、又財政の窮乏と共に搾取的・獨占的傾向は濃厚となり、干涉は複雑化し、其の餘裕時に於ては之等の緩和と育成面の強化とが見られるのである。

松前藩の林政を通覽するに、其の目標は森林收入の確保にあつたことは明らかであり、而もそれは當面の收利を主眼としたものであつた。

従つて留山と稱し留木と云つても、それは藩の獨占的な伐採を示す以外に格別の意義もなかつたようであり、又林業に關する各種届出や検査制度と稱するも未だ徵税手段たるの域を脱したものは少なく、殊に林税の複雑多岐なるに至つては藩の征稅主義を表明する以外に何物でもなかつたのである。

斯くの如く藩は森林收入の確保には専念したにもかかわらず、その裏付ともなるべき育林や管理等の面に對しては比較的消極的態度を採つたのであつて、それは彼の延享時に於ける山師の行つた造林の成果に徴しても、或は檜山奉行に地方の民政までも擔當せしめて林政に専念

せしめなかつた事に依つても、或は又後に檜山の管理を村々の名主に託した等のことに照しても、之を知り得るのである。併し乍ら檜山の開放と同時に早くもヒバの幼木伐採を禁じ、又は當時最も需要の多かつた漁業用材にヒバの使用を廢して雜木の利用を指導し、或は杣の入林に制限を附し、時に林内の巡視を嚴にし、又常時山火の豫防に努め、或は又エゾマツ伐採に對する無益の競争を避けしめたが如き、何れも森林の保存維持に有効な手段と稱すべきであつて、藩の林政には又斯かる一面の存在したことも看過し得ないのである。

引用文献

- 1) 新撰北海道史 第二卷.
- 2) 館 脇 操 : ヒノキアスナロ(ヒバ)の北限とゴエフマツの西北限に就て, 北海道林業會報第 391 號.
- 3) 大友喜作編 : 北門叢書 第 5 冊.
- 4) 同 : 同 第 2 冊.
- 5) 安永年間江差御條目.
- 6) 松前蝦夷記 (享保 2 年頃の著) 寫本.
- 7) 蝦夷國私記 (寛政の初頃の著) 寫本.
- 8) 北海道史.
- 9) 永田方正 : 蝦夷語地名解.
- 10) 瀧本誠一 : 日本經濟史.
- 11) 高倉新一郎 : 北海道文化史序説.
- 12) 津輕一統志.
- 13) 蝦夷行記.
- 14) 新撰北海道史 第 5 卷.
- 15) 大友喜作編 : 北門叢書 第 3 冊.
- 16) 高倉新一郎 : 北海道拓殖史.
- 17) 大友喜作編 : 北門叢書 第 1 冊.
- 18) 白川太郎 : 日本林制史.
- 19) 岩崎直人 : 秋田杉林の成立竝に更新に關する研究.
- 20) 服部希信 : 林業經濟の研究.
- 21) 日本林制史料 秋田藩.
- 22) 川瀬善太郎 : 林政要論.
- 23) 島田錦藏 : 森林組合論.
- 24) 三浦固行 : 法制史之研究.
- 25) 蝦夷拾遺.
- 26) 五みし乃さへ起 寫本.
- 27) 御巡見御用日記.

(76)

- 28) 江差檜山の沿革 御料林第 27 號.
- 29) 河野常吉：飛騨屋久兵衛の傳 (二) 北海道林業會.
- 30) 遠藤安太郎：日本山林史保護林編 上.
- 31) 古川辰：東遊雜記.
- 32) 北海道廳編林業調査書.
- 33) 徳川宗敬：江戸時代に於ける造林技術の史的研究.
- 34) 蝦夷地鮮取小役錢御定.
- 35) 高倉新一郎：アイヌ政策史.